

平成18年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年12月8日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成18年12月13日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成18年12月13日 午後4時24分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	欠
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	池田 修	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	中島 直宏
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	
	教育次長		市民税務課長(支所)	
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	
保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

平成18年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年12月13日（水）

本会議第2日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	平野昭義	1. 子どもの、いじめ自殺の問題について 2. 県立養護学校開校の取組みについて 3. 河川使用料（公有水面使用料）について
2	神近勝彦	1. 就学前医療費補助と出産一時金 2. 放課後、長期休暇の学童保育 3. 1歳6ヶ月・3歳児健診での専門医師診療を 4. 大草野小学校校区内の市道整備 5. 市内小中学校でのいじめや不登校の状況 乳幼児を含む子どもへの虐待
3	副島敏之	教育に関して大きな社会問題となっている“いじめ”について
4	深村繁雄	1. 農業問題 2. 道路問題
5	山田伊佐男	1. 地域コミュニティの醸成について 2. いじめ問題について 3. 市の補助金制度について

午前10時 開議

議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。また、傍聴者の方におかれましては、早朝からの傍聴、大変御苦労さまでございます。

本日は、野副道夫議員が欠席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。19番平野昭義議員の発言を許します。

19番（平野昭義君）

おはようございます。傍聴者におかれましては、この雨の中、本当の御苦労さまでした。どうもありがとうございます。

では、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をいたします。

まず初めに、子供のいじめと自殺問題について。

子供のいじめによる自殺が多発し、国会でも議論され、重大な社会問題となっています。小、中、高校生の自殺は後を絶たず、ことしも自殺によるとうとい命が失われ、その数は300件を超えと言われます。

文部科学省は、平成14年、加熱した受験競争から子供を解放し、家庭や地域で伸び伸びとした教育環境を目指したゆとり教育の名のもとに週5日制を導入しましたが、今日、その目標の成果は向上してきたと言えるでしょうか。現在、アジアの中でも日本人の子供の学力は低下していると言われます。その反面、部活が加熱し、子供たちは時間の余裕さえないようなスケジュールが過密に組まれています。私は、今、日本の子供の将来のために、嬉野市独自でも子供たちに家庭と地域のかかわりを密にしたマニュアルを作成し、取り組んでいくべきじゃないかと思います。

まず第1に、家庭での対話、しつけ、地域での子供たちの遊び場、大人たちとの触れ合う環境をつくり、そして、その輪の中から子供と大人との信頼関係が生まれ、子供たちに喜び、勇気、自信がわいてくるものと思います。

通告書の4点について、市長、教育長にお伺いしますが、PTA、老人会、婦人会などの方々の協力を得て協議され、夢と希望、そして奉仕の精神を培う子供たちの育成に全力を挙げていただきたいと思います。

週5日制導入と同時に、第3日曜日は家庭の日として定められたと聞くが、なぜ今日まで取り入れなかったのか、真剣に反省し、いじめや自殺のない社会環境構築に全力で取り組んでいただきたいが、どのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、県立うれしの特別養護学校開校の取り組みについて。

来年4月、佐賀県立うれしの特別養護学校が開校されます。養護学校の誘致に際しましては、旧塩田町長を先頭に関係者の努力と地権者を初め地域の方々の御協力のたまものと感謝いたしております。市内には、済昭園、たちばな学園など他の市に見られないような福祉施設が完備されていて、このたびの養護学校の開校は市の発展に大いに期待され、市挙げて歓迎すべきだと思えます。

また、近くには平安中期の女流歌人の伝説の里に和泉式部公園があります。また、その地には鍋島藩主が祭られる吉浦神社の春の大祭が桜の花が満開のころに行われ、養護学校の開校に花を添えてにぎやかさを増すものと思えます。

私は、福祉ゾーンのまちの夜明けとも言えるこの期を記念し、イベントなど開催し、歓迎したいと考えるが、市長や担当課はどのように計画されていかれるのか、お伺いいたします。

養護学校は、県内からの入所者や多くの教師、指導員の方が通勤などしていただくとと思いますが、市内に居住を求められる方もあられると聞き及んでおります。

市の人口は合併当時3万400人。11月末人口3万81人。このままで減り続けていくと新年の3月ころには3万人を割るのではないのでしょうか。開校記念と同時に人口増対策に支援していくべきと考えるが、具体策はあるのか、お伺いします。

また、うれしの養護学校には多くの来客者や視察者などの訪問があると考えられますが、県道大木場武雄線の当地区に危険な箇所があります。改良工事をして安心して通勤などできるよう早急に要望できないか、お伺い申し上げます。

最後に、河川使用料について。

小泉内閣で進められてきた三位一体の改革は、地方自治体の財政悪化を加速させています。交付税に頼る自治体は、税收、使用料、利用料は運営に欠かせない財源であります。

その徴収に当たっては、公平性が重要視されていることは言うまでもありません。河川など公有水面を占有して利用されるのは、公共の公平性からして、その利用料の負担は当然であります。旧嬉野町では過去徴収されず今日に至っております。

17年度決算審査特別委員会の中で議論が交わされ、その中で、合併当初の18年度は経過措置として両町とも徴収せず、19年度から徴収することで協議がなされているが、調査の費用が莫大にかけると予測されるので、費用対効果を考えると難しい問題が山積していると担当課は消極的な説明がありました。この問題は、1市3町の合併協議の中で施行すると確認されたと聞いています。私は、この問題は避けることができない問題と考え、質問をいたしました。

九州で有名な大分の別府温泉、近くには武雄温泉も公有水面占有利用料は申請方式で条例化され、昔から徴収されておると聞いております。1円でも多くの税收、使用料の確保が求められる今日、どんなに難しい問題があっても18年度中に調査を実施していくべきではなかったか。19年度から徴収する協議会の約束は守っていただきたいが、市長として確認事項はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

壇上からの質問はこれで終わりますが、答弁によっては再質問いたします。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。本日から一般質問が始まりました。真摯にお答えを申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

また、たくさんの傍聴の皆さんにおかれましては、早朝から御臨席を賜り、心から敬意を表したいと思います。

それでは、平野昭義議員の質問についてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては大きく3点でございます、子供のいじめ、自殺の問題について、2点目が県立養護学校開校の取り組みについて、3点目が河川使用料、いわゆる公有水面使用料についてということでございます。

まず、子供のいじめ、自殺の問題の問題についてからお答えを申し上げます。

御質問につきましては、教育長へのお尋ねもございしますが、まず私の方からお答え申し上げます。

子供たちを取り巻く環境は厳しさを増しております。連日報道されますように、自殺やいじめのニュースが全国で発生をしておるところでございます。

嬉野市といたしましては、市内の子供たちがそのような被害者や、また加害者にならないために、教育関係者はもちろん、地域を挙げて御尽力をいただいております。子供たちの価値観は変化いたしておりますが、私は明るく、温かく、夢を求める本質的なものは変化していないと信じ、それぞれの立場で地道に努力することが大切であると考えております。

文化、スポーツに親しみ、家族、地域との触れ合いをふやすことが対策の一つであると思いい、さまざまな施策を展開いたしております。家庭においては、命のとうとさについて、それぞれが認識を育てていただきたいと期待しております。それぞれの人や物には命があり、懸命に生きる努力をしていることを教え、理解していただきたいと考えております。

私が、今回掲げております「歓声が聞こえる嬉野市」づくりも、いじめがなく、だれでもが尊重される、つながりのある地域が作り上げられることにより実現できるものと思いい、努力をしていきたいと思っております。

行政といたしましては、全世帯にわたり、つながりの大切さを理解、深める施策を展開することが求められていると考えております。今後、地域コミュニティー施策の展開の中でも対策がとれるよう工夫できればと期待をいたしております。社会教育、保健、福祉施策には、特に重点的に対処することが求められております。

塩田、嬉野の各町でも取り組みがなされてまいりました。ほとんど引き継いで実現できておりますので、今後もより精査して効果を高めるよう努力をしてまいりたいと思っております。

先日開催されました子供たちの文化祭や今後開催します夢づくり支援事業の取り組み、子育て支援などの各種事業も市職員も、同じ立場でいじめが起きない地域をつくるために努力をしてまいりたいと思っております。今後ともお互いの尊厳を認め合い、温かな嬉野市となりますよう努力をいたします。

次に、家庭の日につきましては、青少年の非行防止などについて家庭の中からつながりを深めていき、身近なところから社会性を育てることを目的に制定されたものと理解をしております。

第3日曜日につきましては、大会イベントなどを控え、家族中心の1日を大切にしていた

だくよう、県でも努力されていると考えております。

御意見につきましては、県にも伝えてまいりますが、嬉野市もできるだけ家族で時間を多く持てるよう配慮することも必要であると考えておりました、今後、取り組みを行いたいと思います。

次に、県立養護学校への取り組みについてお答え申し上げます。

今回、うれしの特別支援学校との校名も決定し、工事も順調に進んでおります。来年4月には、新入生を迎えるべく説明会なども実施されており、開校準備が進められておるところでございます。嬉野市の重要な公立施設として歓迎をいたしたいと思っております。

御発言の県道整備につきましては、以前からの懸案でありまして、先日の土木事務所との協議でも、既に推進についての依頼をいたしておるところでございます。

現在は、地権者の御理解をいただき、五町田交差点方面への県道拡幅整備については取りかかっていたところでございます。また、御意見の箇所につきましては、課題もありますので、県と協調して整備への努力をお願いしてまいりたいと思っております。

次に、開校を歓迎するイベントをとということですが、私もいろいろなごあいさつの機会をとらえて、歓迎の気持ちを伝えているところであります。

県といたしましては、来年の5月に開校記念の催し物を予定されているとのことでございますので、連携しながら嬉野市として歓迎をいたしたいと思っております。新学期を順調に迎えられるよう、市道整備なども計画どおり進めなくてはならないと思っております。今後、県の担当部署の計画も煮詰まってくると思われますので、連絡を取り合いながら歓迎体制をつくってまいります。

次に、宿舎など支援学校関係者への協力ですが、現在、まだ全体的な組織や人員などを把握いたしておりません。市内などの宿舎などの問い合わせなどがあれば、関係者の御協力等もいただき、市内在住についての御理解をお願いしたいと思います。今後、学校関係者の配置の計画がわかれば協議できるものと考えておるところでございます。

次に、3点目の公有水面使用料についてでございます。

公有水面使用料につきましては、条例で定めて利用料を徴収できるものとなっております。

目的といたしましては、事務手続や一部の管理費用などの負担の考え方があるものと考えております。

旧嬉野町では、以前から使用料の徴収はせず、地域の方々に管理をお願いしてまいったところでございます。

徴収につきましては、義務づけられているものではありませんので、徴収をしてまいりませんでした。旧藤津郡の中でも嬉野町と太良町は徴収せず、塩田町におきまして徴収がなされておったということでございます。

今回の市制施行に伴い、嬉野市法定外公共物の管理に関する条例を制定いたしました。占

有使用とする人にとっては、占有許可申請書の提出を義務づけております。

今回の合併協議の中では、調査を行い、徴収をすることになっておりますので、取り組みを行いたいと思っております。平成19年度からと協議をしておりますが、調査の内容について検討を続けてまいったところでございます。公平に徴収する必要がありますので、市内全域を再調査する必要があります。

調査費用につきましては、以前行っておられます近隣の自治体では、市街地だけで相当な費用を必要としたと聞き及んでおります。合併協議でも合意をいたしておりますので、今後調査し、徴収をいたしたいと思っております。

そのようなことから、来年度は早急に調査費について議会にお願いし、19年度内に納付していただく体制をつくりたいと考えておるところでございます。

以上で、平野昭義議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきますと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

質問の1番にあります子供たちのいじめのことにつきまして答弁をいたしたいと思えます。

まず、ゆとりある教育を目指して週5日制というのが導入をされたけれども、本当にそれがゆとりとなっているのかと。部活動等が過熱して、本当に地域で子供たちを健全に育てていくというふうなことが、実際になされているのかと。それに対して、どういうふうに対応をしていこうと思っているのかというような御質問でございました。

まず、一番最初の、いわゆる週5日制が導入をされて今日の学校現場の実態はどのようなのかということについてお答えをしたいと思います。

議員御承知のとおり、学校週5日制というのは平成14年4月から本格的に実施をされまして、この趣旨といたしましては、学校、家庭、地域の役割を明確にして、それぞれが協力をして豊かな社会体験とか、あるいは自然体験などさまざまな活動の機会を子供たちに提供をして、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむことをねらいとしていたわけでございます。そのために、学習指導要領の学習内容が3割削減されたり、あるいは発展的な学習はなくなったりという縮減をされたりしたわけですが、子供たちが、そのためにゆとりを持って学校生活を送れるようになったかどうかという点につきましては、これはそうであると断定することはできないと思っております。

それはなぜかと申しますと、ただいま議員の質問の中にもありましたように、学校現場では学力低下の問題、学習意欲の低下の問題、それから不登校、いじめ、悩みを抱える子供等の新たな課題というものが出来まいりまして、それに対応するというところに追われているというふうな現状にあるというふうに思っております。

それで、私はゆとりというのは子供たちにゆとりがあって教職員にゆとりがあるとは思っ

ておりませんが、やはり教職員には、そういうふうな学校でのゆとりというのは、以前よりもななくなったのではないかというふうに認識をいたしております。

それから、2点目のいじめに対する学校での対応についてでございますが、これについては簡単に触れたいと思いますが、嬉野市内の児童・生徒がこういうふうないじめによって自殺等の非常に痛ましい事件等が発生しないように、いろいろ県とか、あるいは文部科学省等から通知がまいてきて、私たちもどのように対応をしていくかということで教育委員会等を開きまして協議をいたしました。

まずは、各学校を直接私が訪問をして、先生方にこのことを訴えて、そして適切に、早期に対応をしていただくということで2日間にわたって各学校を訪問いたしました。

それから、その後、それぞれの各学校のいじめの実態等につきましても、指導主事を2名配置していただいておりますので、指導主事が4日間にわたって各学校を回りまして、いじめの実態を調査いたしております。そして、有効な方策等につきましてアドバイスをしているというようなところでございます。各学校では、いろんなことでこのいじめの防止について取り組んでいただいているというふうに思っております。

それから、3点目の地域での活動というのがおそれかにはなっていないかと。その原因は、部活動にあるのではないかという御指摘ですけれども、先ほど申しましたように、地域で活動する多様な体験活動の受け皿づくりが十分でなかったと私は思っております。そのために、中学校の部活動とか小学校の社会体育等が、その受け皿として盛んに行われるようになったというふうに考えておるわけです。

それで、部活動や小学校の社会体育というものも体験活動の一つでありますので、社会性とか規範意識、あるいは異年齢集団での人間関係とか忍耐力とかコミュニケーション能力とかいろんな面での涵養にメリット大きいものがあると私は思っております。

しかし、部活動だけでは、いわゆる総合的な人格というものを完成することは育成していくことはできませんので、やはりそれはバランスのある活動というのが、体験というのが必要であろうというふうに思っております。

現在、子供たちが地域で体験活動をよく行っている場所等の活動状況等を調べてみますと、大変公民館活動が活発であります。公民館のシステムも当初とは異なっておりまして、小学校区ごとに公民館が設置をされておりまして、公民館長が常駐されて家庭とか学校と十分に連携をして活動されているというふうな現状でございます。

それで、地域での子供たちの活動を定着するためには、公民館というのが核になって企画、運営していく環境づくりが有効であるというふうに私は理解をいたしております。

それで、そのためには現在の当市の自治公民館のあり方等につきましても検討をしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

ただ、来年からは市民体育大会が小学校区ごとに行うということで各地区で取り組んでい

ただいております。こういうふうなことは、これからの子供たちが地域で活動する一つのきっかけになるのではないかということで、これは大切に育てていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

まず、市長にお伺いしますけど、先ほど県の方に第3日曜日のことについて働きかけをしていくと。市長そのものもそう考えているということですけど、具体的に、今、県の組織としてはどういうふうな組織があるわけですかね。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、以前もお尋ね等もあったと思いますけれども、実は、県の方も家庭の日ということで数年前にPRをしておられたわけございまして、そういう中で、主にはスポーツ関係とか文化の事業とかいうものを県統一のようなイベントにつきましては第3日曜日については避けるようにというふうなことで努力をしてこられたと思っております。

そういう点が、少しおろそかになってきて、もうほとんど普通の日曜日と変わらないような形で催しがなされてきたのではないかなと。なし崩しになってきたんではないかなと思しますので、そういう点を機会をとらえて、もう一度、やはり県民参加のいろんなものにつきましては、家庭の日は避けて実施していただくようにというふうなことをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

今、私も最近、週5日制と第3の家庭の日があるということを知りましたが、全くうちは孫が5人おりますけど、1人はもう高校生ですけど、ほとんど部活は頑張っております。そのことについて私はいろいろ体も強くなるし、言いませんけど、たまたま余りにも何かね、家庭に全くおる時間帯がないような、もう第3日曜日もヘチマもないように、もう全く第3日曜日を、その立場の方が忘れてしまっている現状はないかというふうにも思っておるわけです。ですから、きょうも壇上で申し上げました。

そのことについて学校教育課長にもちょっとお伺いしますが、総合学習ですね、中学校もありますかね、総合学習の中での子供たちの成果というのは、どういうふうな成果か。

議長（山口 要君）

質問の趣旨をもう少し……。平野議員。

19番（平野昭義君）

総合学習といって時間帯が多分ありますもんね。その中で、どういうふうな学校課の指導、あるいは教材の内容があるのかと聞きよる。学校教育課でも結構です。江口課長で結構です。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

私の方から答えさせていただきます。

総合的学習のことだろうと思いますが、小学校、中学校、3年生以上、2時間ないし3時間、学校によって違いますけれども、設けて活動いたしております。

これは、児童・生徒が、いわゆる自分の興味、関心を持ったことを中心にして、いろんな環境問題、あるいは福祉の問題、それから情報の問題等々、いわゆる普通の教科の中では学習できないことについて学習をしていくわけです。

そして、教科を横断した、いわゆる学習ということで、教科で学習したことを総合的に使って学習をしていくというふうなものなんですけれども、具体的には、いろいろな体験活動が主流になっております。

それで、地域の人を呼んで活動をしたり、あるいはいろんな、例えば福祉施設等に行って、そこで体験をしたり、そういうふうなことをしているのが現状でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

その総合学習の中に、私は本当は学校としては命の問題とか、あるいは人間のそういうふうなとうとさとか、そういうふうなことは、全く、今の話ではあっていないというふうにちょっと思いますけど、ここに私、新聞をずっととっておりますけど、今、こういうふうな子供のいじめとか自殺とか多くなった原因の一つには、いわゆる家庭の教育力がね、低下したんじゃないかと。それがもう一番、この新聞によく書かれております。

ですから、そういう意味では、学校教育にだけ頼らんで、いわゆる、もっと地域でそういうような活動ができないかということ、先ほど申し上げております。

ですから、毎日ね、これが11月の当初からこれだけ、21件、ほとんどカラスの鳴かない日はあっても、いじめの自殺の載らない日はないというくらいの今の記事ですね。ですから、一番、今これに関心があって、ここでも私以外にあと10人ぐらいは、一般質問に多分出てお

と思います。

ですから、そういう中で教育長にお伺いしますけど、嬉野市で不登校、小学生がどれくらいおられるのか、中学生が何名くらいおられるのか、おられないのか、わかっていれば教えてください。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

申し上げます。

不登校の状況でございます。全く登校できないという児童・生徒でございますが、小学校はゼロでございます。中学校が7名という実情でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

こういうふうな不登校が始まったというのは、大分、ある意味では重症的なところじゃないかと。いじめとか、あるいはそれが始まる、いわゆる予兆ですかね、は子供同士の対話とか、あるいはいろいろの運動の中から、それからテレビでも出よったとは、あだ名とか、それからその人のどこかの障害について全部でいじめるとか、いろいろの問題があるそうでもんね。

ですから、そういうような点について、学校として何か会議とか、あるいは先生たちが個人対個人でそういう人と対話される機会はあるのか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

この不登校の児童・生徒に対しましては放置しているわけではございませんで、教育相談員、あるいは心の教育相談員、スクールアドバイザー、スクールカウンセラーというような者を配置をいたしておりますので、この人たちが個人一人一人について対応をしていただいております。もちろん家庭も訪問して、いわゆるその不登校に対して指導をしていただいているのが現状でございます。

それで、その不登校ということの定義が、私は完全不登校のことを申し上げましたけれども、いろいろ新聞等で報道されます不登校というのは、いわゆる欠席日数が30日以上のを不登校というふうに定義をされているわけでございます。そういうことでございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

社会教育の石橋課長にちょっとお尋ねするが、伊万里市でいじめなし都市宣言というよう
なマニュアルをつくって、その中心は公民館や自治公民館というふうになっておりますけど、
あなたは特に社会教育関係ですから、そういうふうなことについては関心はありますか。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

関心ございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

関心があるのならば、私もいっちょ申し上げますけど、やっぱり公民館活動がね、今、塩
田は54人、嬉野は、嘱託員は34人ですけど、公民館は知りませんが、もうそういうふうな
方が一番原点の組織であって、そこといろいろのPTAの役員さんとか、あるいは老人会と
かが集まる場所でもあるから、その公民館活動が今後一番、いじめ、自殺を減少させる、塩
田は幸い自殺者はおりませんが、恐らくいじめは、目に見えんところであっていると思
います。ただ、それが表面化しないというくらいのものでですね。

ですから、今の公民館の石橋課長は、これ、あなたは非常にいいときに課長になられて、
やりがいのある仕事じゃないかと。そいけん、ぜひ今のことに関心があるというその一言を
私は重く受けとめておりますから、今後、いろいろな面で御相談します。

それから、先ほどの中で家庭教育と申しましたけど、市長、いかがですか。今の社会構造
の中で家庭と子供、その時間が非常になくして会話がなからという人が48%、約半分は会
話がなかけんぎゃん起きようばいというふうなことに数字的になっているそうですから、そ
ういう点では、市長として何か、先ほどは県には申し上げると申し上げられましたけど、市
長としてのメッセージかね、マニュアルというかな、こうすればいいじゃないかと、老人会
とか婦人会ですね。いじめに対する、いわゆる諸問題についてのメッセージがあられば、
ちょっと聞きたいと思っておりますけど。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いろんな課題はあると思っておりますけれども、やはり一つは核家族化という問題がありまして、
いわゆる世代間の、要するに問題意識の共有というのが、それぞれの家庭でできにくいとい
う時代になってきたということが、問題発生の一つにつながっているのではないかなという

ふうに考えておるところでございます。

そういうことで、それぞれの家庭について御努力をお願いするのは当然でございますけれども、やはり行政としてできることにつきましては、やはり社会教育の場で今までは子供たちとか高齢者とか分けて対応していた部分があったとすれば、これは、やはり全世代にわたって参加していただくような、そういうものをふやしていきながら、いわゆる会話の促進といいですか、交流の促進というものをやっていくべきだというふうに考えました。

実は、今週のことでございますけれども、山間部のある地区でイベントがございましてお伺いをしたわけですが、その地区は全部の世帯の方とそこに住む子供たちが全部集まって一つの催しもの、本当、一つの一つつくっていただいたものを食べて交流をしておりました。非常にすばらしい雰囲気の中で交流が進んでおりましたので、そういうものを濃度を濃くしていけば解決策の一つになるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

池田教育長にお伺いしますけど、先ほど壇上から申し上げました、いわゆる嬉野市独自で、鹿島市、武雄市はよそはよそ、いいですから、嬉野市独自でね、第3日曜日は家庭の日として来年の1月ぐらいから実行しましょうと、実施しましょうというふうなことをお願いしたいんですが、いかがですか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

以前、本県にもおきまして、青少年育成会議等が中心となりましてそういう運動が県民運動として推進されてきております。それで、ちょっと今、下火にそれがなっているわけです。

しかし、県によって、例えば岐阜県とか栃木県とか、あるいは市なども第3日曜日を家庭の日として条例化しているところもあるようでございます。

そういうことで、このことにつきましては、県全体としてやはり取り組んでいかなければ、私は解決しない問題であるというふうに思っております。

と申しますのは、やはりいろいろなスポーツ等の大会がありますと、それに参加したいという児童・生徒も、あるいは保護者の方も多数おられるわけです。それで、こういうふうに価値観が多様化しておる中で、それを一つにまとめるというとなかなかできないというふうな状況にあります。

それで、県全体として第3日曜日は家庭の日として、みんな、そういうふうなものを中止

しようと、やめようじゃないかと。子供を家庭や地域に戻そうというような、そういうふうな運動を繰り広げていかなきゃならないというふうに思っております。

そういう意味で、これからもそういうふうないろんな会議等でこのことは、私、訴えていて、大きな輪になるように努力をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

なるほど、それも結構なことでありまして、いずれはそうなっていくと思いますけど、やもすれば、こういうところと言ったことを一時すれば熱が冷めて、またもともと、もどに戻るとかということもありますし、ですから、私はちょうど来年からね、運動会を各地域でするというふうになったということは非常にいいことだなと。それで、それとあわせて、結局、そういうふうなことはできますから、塩田は第3日曜日は参加しませんよというね、そういうふうなスケジュールをすれば、それが広がって、ああ嬉野市はいいことをしよるなということで、私はそういうふうな、もう実力行使でいかんと、なかなか上は簡単にならないと思います。そういう点でいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

日曜日にどういうふうな過ごし方をされるかということ、行政の方から一方的に管理をするということは、今の民主主義社会ではできないのではないかと私は考えております。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

それは、なるほどそうでしょうけど、やっぱり一番に今ね、私がつくづく、子どもがおっ感じることは、まず土曜、日曜とおって、普通は学校に行きますから、土曜、日曜とおっても、もう土曜日やったら、きょう何するねと、もう6時から行かんばらんと、もうお母さんなる人はばたばたして普通よりか早起きするといった感じで行く。そしたら、子供にね、あそこんたいちょっと草でもむしろうかとか、茶わんでも洗おうかということは全く、茶わんならただ御飯を炊くときの茶わんぐらい思うて、洗うことは私たちせんでよかよと、いわゆるノギ掃除も教えん、茶わん洗いも教えん。ただ、あいさつだけは学校でせろと言われるからなるほど上手です。うちに帰ると茶わんも洗わん。そういうふうな身近なところからするためには、やっぱり第3日曜日は必ずうちにおると。全部、もうおるといふふうになれば、

やっぱり受け皿はそれなりに社会教育課もありますから、もう老人会とかPTAの暇な方とか婦人会の暇な方とかでして、やっぱりその地域の公民館を第3日曜日は開けて対応して、それで子供たちの、まず好きなことから始めて、そして、やっぱりそうすることが、いわゆるガキ大将をつくっていくし、ガキ大将ということは、結局、その地域の人の仲間づくりですね。今は、もう同級生同士ぐらいしか話さんわけですよ。それから、これはうちの例ですけどね、同じ同級生でもね、同じ部落におっても部活の違うけん話さんと。そういうふうにまでなってしまうと、非常にこれは今後ね、地域を忘れた子供になってしまうと。

ですから、そういう意味では、ぜひ難しいことはあっても、もう嬉野市は決めたけんというのにはいかがでしょうか。教育長、もうちょっと突っ込んで。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

青少年育成会議が嬉野市として一本化されましたので、それで、これを機会にそういうことも協議をいたしまして、青少年育成会議の方でそれは音頭をとっていただいて、第3日曜日を家庭の日として子供たちを家庭や地域に戻しましょうというような、そういうふうな運動は推進していくことができると思いますので、検討してみたいと思っております。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

やっぱりね、なぜこれをしつこく言うかと言えば、原点は家庭ですね。いじめと云ったら、そりゃ学校へ行くけん学校であるかしらんばってんが、家庭でしっかり物事、教育、教えんけんが、いじめられる人は、ある意味では気の弱か人かわからんばってんが、またいじめる人は、また今度は逆におもしろ半分にするかわからんばってんが、家庭でね、やっぱり親子がおっているいろいろ話せば、その人の子供も、もう小学校1年、2年になれば、ある程度反省も、もう物心わかっておるですから、ですから、家庭がない集団にまっすぐ突っ込んでいきよるけんですね。

これは、この間も新聞で見ましたけど、Aという学校においていじめられてね、あんまりうらめしかったけんが、今度はBという学校に行ったぎにゃ、また、そこでもまたいじめられたと。いじめのたらい回しのごとある。そいぎ、そういう人は行く行くは自殺するわけですよ。佐賀県でも200件以上いじめが大体調査されておりますね。

ですから、家庭というのは一番基礎でありますから、その基礎については、今後、特にね、社会教育課の方もあわせて努力してくださることをお願いして。

そうですね、まだ、ちょっとありますか。このいじめについて、また、あと10人ばかり

質問がありますから、余り全部を言ったら後がなりませんから、ちょっとこれで。

それでは、次に移ります。

養護学校ですね。養護学校は、めでたく来年の4月に、幸い佐賀県で三つ目ですか、開校して非常ににぎやかになっていくと思います。

その中で、私が福祉部長にも申しておりましたけど、せっかくな、そりゃ県の学校ですから、別に市は知らんでよかよと言うてよかるうばってんが、幸いね、花の咲くころのことでもあるし、ですから、何か歓迎イベントらしきものをしてくれんですかと言うておりますけど、福祉部長、その辺については心の中で何かありますか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

歓迎のイベントにつきましては、先ほど市長が答弁されたとおりでございます。5月に県の方で歓迎のイベントを開催される予定になっておりますので、それに市としてどの程度お手伝いできるか、そういったことで基本的にはそういう考え方であります。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

県がしていただくことはもちろんでね、それはもう県のことですからいいですけど、やっぱり嬉野市のカラー色を出した、よそに今までできんやった開校記念日でも考えられないかと。頭に残る、記念に残る、しかも来られた学校の先生もね、ああ嬉野市はよくしてくれたというふうな、そういうふうなことを言いよるけんが、ありきたりの開校は私は言っちゃおらんわけ。ですから、それについてはまだ時間もありますから、努力してみてください。市長、いかがでしょうか。もう一遍、済みません、そこについて、今について。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

一応、県の計画がまだ煮詰まっていないというふうに承知をいたしておりますので、そういう中で、私どもの嬉野市ですね、特に、塩田地区の皆さん方の心の温かさといいますか、そういうものを十分伝えられるようなものを、やはり組み入れてほしいということは申し入れをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

それは、よろしく願いしておきます。

それから、2番目にしておりました、いわゆる今度来られる先生ですかね、先生かれこれ多いですけど、まず、先ほど言いましたように、今、人口が嬉野市が1カ月に32人減っておるわけですね。ですから、あと81人は、今の現3万81人ですから、もう二、三カ月すれば、当然、このままいけば3万人を切るということは目に見えておりますね。

ですから、そういう意味では人口が減っていくということは、ある意味ではふえていくことよりも悲しいことですね。特に、この間、何かね、北海道の夕張市ですね。あそこは、1万2,000人ぐらいから、恐らく10年後には7,000人切るじゃろうと、そういうふうな話もあったように、結局、人口増対策がね、非常に今、重視される時代ですよ。

ですから、私に来られる先生、あそこは相知では119名ですかね。それから、ここでもね、教務員とかそういう指導員とか145名です。ですから、260名ぐらいの方がざっとね、そこに働かれると。ですから、そうしたときに舎室が幾ら要るかと言えば、これは県からもろうた資料ですけど、舎室が、舎室といえればいわゆる官舎ですね。多分官舎、44名分はあるわけですね。それで、当然足りないと思いますから、それをどうしておりますかと聞いたら、近くの住宅を借りてみたり、あるいは少し遠かったけん通勤してみたりというふうなことでありますので、少なくとも来年、再来年かけてそういう希望者が出ると思いますので、それについての、いわゆる人口増対策とあわせて、いわゆる住宅確保とか、あるいは空き家を探すとか、そういうふうな心構えは市長、ございますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

冒頭のお答えで申し上げましたように、そういうことにつきましては、もうぜひ行ってみたいと思いますので、お答えの中で専門的な知識を持った方の御協力をいただいてということでお答えをしたとおりでございます。ぜひアパートとか、できたら持ち家を持っていただくというのがいいと思いますので、お願いをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

それからまた、大事なことは、人が集まれば、必ず食、食べ物が必要ですけど、相知は自校直営方式といって、結局、いろいろな方式が給食はありますけど、給食は自校直営方式だそうです。

ですから、食材、特に米とか野菜とかいろいろ肉とかありましようけど、できれば市内の方から供給されてもらうということが一番いいと思いますけど、これも黙っておいたら福岡あたりからフード会社がぼっと入る可能性もあります。そういう点については、市長以外に何かどなたか、一番考えておるのは市長ですか。市長、どうぞ、今の答弁。もう一遍言いましようか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今の御発言につきましては、もちろん給食ということもございますけれども、いわゆる宿泊施設もあるわけでございますので、いわゆる食の提供ということにつきましては、普通の学校以上にあるということは承知をいたしております。

そういうことで、商工会の方でもいろいろ動きをしておられますし、またほかの団体等も動きをしておられるところがございます。そういう点で、ある一部は、もう県の方に要望をしておられますので、私どもも支援はしてまいりたいと思います。

以上でございます。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

挙手をお願いします。平野議員。

19番（平野昭義君）

次ね、最後になりますけれども、公有水面の占有料のことで上から登壇してもちょっと申し上げておりましたけど、この間、決算委員会でたまたま発見して知りましたことで、塩田はずっと以前からありましたから当然と思っておりましたけど、嬉野はありませんということで、なぜならばと言ったら、そのなぜなのかという理由はわかりませんが、なぜ今までなかったか、その理由はわかりましようか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これも、冒頭お答え申し上げましたように、これは条例化して取ることができるとなっておりますのでございまして、取らなくてはならないということではないわけございまして、今までそのようなことで条例化はしておらずに、徴収をしていなかったということございまして。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

合併すれば、やっぱり同じ懐ですから、これは塩田は取って嬉野取らんというわけはまいりませんから、今後条例化するというふうに市長は回答されましたけど、まち整備部長、山口部長ですかね、この担当の方は、この間、決算に出られた方はどなたか、その方は膨大な金が必要で、とてつもなく取るお金よりか要るお金が何十年も要るかわからんけん、ちょっと考えられんですという答弁をもらいましたけど、その後どうですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは、先ほどもお答えしましたように、旧郡内でも取っておるところ、取らないところというふうにあったわけでございますが、塩田町は取っておられたということでございます。

そういうことで、今回、条例をつくりまして占用届につきましては管理をしておるところでございますので、問題はないと思っております。

ただ、合併協議の中で水面使用料を取ろうということで協議をしまいた経過がございますので、取らなくてはならないということだと私は思っております。

そういう点で、塩田町におきましても嬉野におきましても、これは申請があったから取るということではなくて、すべて公平に取らなくてはならないということでございますので、これから調査をかけるわけでございます。

それで、近隣の市町村の状況を見てみますと、新しく取るについては調査するのに市街地だけでも10,000千円近くかかったというふうな話も聞いております。ですから、その調査していけばお金は相当かかると思います。

しかし、お金はかかりますけど、やはり取るということにつきましては課題でありますので、行っていきたいということで、来年度の予算についてはそういう点をお願いして、旧塩田町、旧嬉野町全部調査をさせていただいて、納入方について請求をさせていただくということで話し合いがついているというふうに理解しておりますので、そういうことでお願いをしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

今の市長の答弁では10,000千円程度とちょっと耳にしましたけど、この間は、とにかくウン千万円というふうな話だったから、私もそがん金の要るかなと思ったわけですよ。

ところで、私、嬉野よか大きか温泉のまちの大分県の別府にもちょっと調べてみたわけですよ。別府はね、昭和33年から条例を制定して調定額では8,000千円、大した金ではありませんが、8,000千円ですね。492件と土木課長は私に返事をくれました。

その中でね、どうして初めはしましたかと言ったら、まず条例の中で申請方式ですね。結局、うちもそうと思いますけど、うちの前に橋があるとか、うちの中の近くに私が使っている土木の道路下に温泉管が入っておるとかいうとは、全部申請方式でもらうたと。

ですから、この間も決算委員会でも、もう温泉のことはわからんばいという委員の方もおられましたけれども、私もそうかと思いましたが、別府では道路使用料として取っておるということですから、あくまでもこれは公平にせんぎいかんじゃないかと思うわけですよ。

塩田が、たまたま17年度で、決算調定額で1,347,210円でしたもんね。ですから、1,340千円といえども、これは条例で決めてもよし、決めんでもいいというようなことになっておると言いますが、私はね、個人的に考えると、例えば宅地をね、自分がつくっておってたまたま川のあることはわかっておってつくってね、そして道はなかったよと。道はあそこに橋をかくっきよかたいねとなれば、そうなればかけん人はどがんなるかと、そういうような不公平感ですね。ですから、どっかにいけば、こういう話も聞きますね。うんと川の方にせらぶって出して、そしてよう柱を立てておると。そしたら、その川に出た分の固定資産税はかかっているかと。恐らくそこまでは固定資産はかかっておらんじゃろうと。ちょっとね、設計書とは矛盾しとらんかというようなところがいろいろあると思います。

ですから、やっぱり私ね、こういうふうな不景気、厳しい時代はね、やっぱりぴしっとするところはぴしっとしていかなとね。やっぱり何でも本当、初めが肝心です。嬉野市になってから、あいどんはしかつんごとしよるばいと言われんでよかごとね、ぴしっとすつとは、やっぱりぴしっとしたて、そしてやっぱり取るとは取っていくと、そういうふうにしていただきたいと思います。

時間が、あともう少しありますけど、テレビの関係もありますから、この辺で終わります。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

最後にお答えを申し上げます。

先ほどお答えを申し上げましたように、これは近隣の市町の例を聞き取り調査しただけでございまして、いわゆる市街地調査だけで10,000千円近くかかったということでございますので、山間部にかけての全地域を調査するわけでございますので、それ以上かかるというふうに見込んでおるということでございます。

そういうことで、これは議員御発言のように、公有水面、また道路等を使用するわけでございますので、これは徴収をすとかしないとかは別にして、いわゆる関連する条例は既に

つくっております、適切な届け出等を行っていただいておりますので、ここで不公平感が生じるということはないと思います。

ただ、協議会の中で使用料を取るということを協議会として決定しておりますので、そういう手続をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

はい、どうぞ。平野議員。

19番（平野昭義君）

今の場合は、条例は決めておるけど、取る取らんは別としてと、その辺については、取るわけでしょう。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは冒頭お答え申し上げましたように、来年当初予算をお願いして、早急に調査をして徴収するというのでやっていきたいと思っております。

今、お答え申し上げましたのは、不公平ということについて、いわゆるお答えを申し上げた中で、これは徴収するとかしないかは不公平ということとは関係ないということでございます。

以上でございます。（「はい、わかりました。どうもありがとうございました。終わります。」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

これで平野議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

11番神近勝彦議員。

11番（神近勝彦君）

おはようございます。議席番号11番、神近でございます。議長の御了解をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私は今回、5点質問として出しておりますが、壇上では、とりあえずまず3点質問しまして、あと残り2点については質問席にて行います。

まず第1点目、就学前医療費補助と出産一時金について御質問をいたします。

就学前医療費補助につきましては、6年ほど前の旧嬉野町議会のときから、毎年対象年齢の引き上げを訴えてまいりました。残念ながら、旧嬉野町時代では、財源不足を理由に実現をできなかったわけですが、嬉野市になってやっと6月議会で補助をつけていただき、対象

年齢の引き上げが実現しました。これは本当、子供を持つ親にとっては大変ありがたいことです。この引き上げをされた執行部、また市長におかれましては、やっとしていただけたと一応感謝しておきます。

子供が病気にかかりやすい時期は、3歳から7歳の間が一番多いわけです。少子化対策、子育て支援の観点から、この医療費補助は重要なことでもあります。佐賀県下でも市、町において多くの自治体が事業を実施されておられます。

こんな中で、やっとして佐賀県におきましても、来年度以降について就学前医療費補助を検討されているようです。その状況はどうなっているのでしょうか。

また、これはあくまでも市単独事業であります。国の少子化対策、これを考えるならば、原点である国がこの補助をしていくべきだと私は考えますが、市長会、また全国市長会では、国への働きかけはどうなっているのでしょうか。

続きまして、出産一時金に移ります。

この出産一時金、10月から支給額が50千円引き上げられ、350千円となっております。ただ、支払いの時期というものは、以前は出産された方が医療機関へ支払った後、行政機関へ申請書類を提出され、その後に支給されておりましたが、今回支給方法が改正されました。出産前に申請書を提出すれば、行政機関より医療機関へ直接支払うことができます。そして、残額について出産された方に支給されることになっております。

旧嬉野町におきましては、この制度は以前から行われていたようではありますが、旧塩田町におきましてはどうだったのでしょうか。また、この申請方法について、市民の皆様への広報はどうなっているのでしょうか。

次、大きな2点目、放課後、長期休暇の学童保育について御質問いたします。

放課後の学童保育につきましては、嬉野地区では各学校の空き教室を利用されております。また、塩田地区におきましては、各保育園に委託され対応されております。国の基本的な対象児童は、小学校1年生から3年生までとしております。嬉野市におきましても、同様な対象児童でなっていると思っております。現在、国では、今後すべての児童、また健常者、身障者の分け隔てなく対象児童とするように制度の変更を検討されているようです。

今後の国のこういう考え方はどうなのでしょう。また、この制度が基本的に変更になった場合、嬉野市としてはどのような対応をされていかれる予定なのか。またこれは、放課後児童だけではなく、長期休暇の学童保育についても同様だと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3点目、1歳6カ月、3歳児健診での専門医師をとということで上げております。

このことにつきましても、嬉野町議会におきまして、ずっと質問をしてまいりました。現在の1歳6カ月、また3歳児健診、そして保育所、保育園、幼稚園の年2回行われている定期健診におきましては、眼科、耳鼻咽喉科、俗に言います視力、聴力につきましては、診察の対象にはなっておりません。それはなぜかといいますと、母子健康法の中にこの項目が含

まれていないからということです。

今、子供たちは、先ほど平野議員の質問の中にありましたように、多くの子供たちと遊ぶ機会がなくなり、家庭の中でゲーム、あるいは一人遊びをする子供たちが多くなっております。そのような影響かどうかはわかりませんが、意外と聴力、あるいは視力の低下というものが以前に比べて進んでおります。

こういうことを考えますに、この聴力、視力の検診は専門医で行い、子供たちのこういう障害を早期に取り払うこと、これが第一ではないでしょうか。このことにつきましては、旧嬉野町時代から、谷口市長が町長であられたころから私は要望してまいりましたし、関係機関への要望も訴えてまいりました。そのことについて、嬉野市になりましてからどのような動きをされてきたのか。このことを伺いたいと思います。

また、今年度、就学前健診は行われております。このあたりについて、現在の状況はどうだったのでしょうか、このあたりも御質問をしたいと思います。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

11番神近勝彦議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

大きく3点でございます。1点目が就学前の医療費補助と出産一時金について、2点目が、放課後、長期休暇の学童保育について、3点目が、1歳6カ月、3歳児健診での専門医師診療をということでございます。

まず1点目についてお答え申し上げます。

子供たちを育てやすい環境をつくり、地域の活力を増加させることを目的に、今年度から就学前の医療費について補助制度をつくったところでございます。来年度は、年間を通じての補助になり、約120,000千円程度が必要になると考えております。財政状況は厳しさを増しておりますが、継続できるよう努力してまいりたいと思います。

県内の市町では、嬉野市同様の制度を導入しておるところもございますが、一部ですが、何らかの方法を導入しておられますので、ほとんどの市町で医療費の軽減策をとっておるところでございます。県におきましては、以前から積極的に取り組んでいただいておりますが、より一層の対策を求めるため、市長会として要望を提出しておるところでございます。今後もし引き続き実現に向け要望してまいりたいと思います。

また、県では、国に対して、知事会の要望として子育て支援策を充実するよう要望しておられるところでございます。佐賀県では、知事が独自に子育て保険制度も提案しておられますので、私も以前から検討してまいった課題でございますので、実現に期待をしておるところでございます。

次に、2点目の出産育児一時金の受け取りの導入についてでございますが、各保険者に義

務づけられてはおりませんが、被保険者の負担を軽減する趣旨から、厚生労働省も特段の支障がない限り導入を努めることにしておるところでございます。このことから、佐賀県も被保険者の負担軽減や少子化対策としての意義を考慮して、すべての保険者に呼びかけ実現をしたところでございます。

今回の制度は、以前の嬉野町が先駆的に平成13年度から導入しております制度とほぼ同じでございます。今回、国の施策として導入されましたことに感激をしているところでございます。以前の嬉野町では既に定着しておりましたが、今後は市内全域で御理解をいただけるようお知らせをしまいたいと思います。また、実施要綱等も告示をし、制度の円滑な運営を図ってまいりたいと思います。

方法としては、母子手帳交付時や相談事業の際に徹底をすれば、対象者には御理解いただけると理解をいたしておるところでございます。また、一般の方々への広報は、国、県で新聞広告等を使って行っておられますが、私どもも広報等を利用してPRをし、御理解いただきたいと考えておるところでございます。

次に、2点目の放課後学童保育についてでございます。

今回、平成19年度から学童保育につきましては、すべての児童が対象となった放課後子どもプランが実施できることになりました。この事業は、文部科学省の放課後子ども教室と厚生労働省の放課後児童健全育成事業の2事業を一体的、あるいは連携して実施できることになったところでございます。1年生から3年生までは、学童保育の対象として子育て支援を行うことができることとなります。

今後の取り組みにつきましては、検討を重ねなければなりません。費用、施設、人員などで課題が出てきております。行政だけで実施することができるのか。また、市内の関係施設の御協力をいただきながら導入することも考慮して検討してまいりたいと思います。また、長期休暇中の学童保育につきましても、同様に扱うことが求められますので、この際、一体化して検討をできればと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、学校教育以外の場での地域の対応が求められる時代になりましたので、専門家や今まで担当していただきました現場の指導者の意見を聞きながら、対応できるよう研究してまいりたいと思っております。

次に、1歳半、3歳児での健診と入学前の健診についてお答えを申し上げます。

新年度の入学児の健診につきましては、既に終了をいたしておるところでございます。今回の健診では、特に問題になる病気などの発生児童はありませんでした。数名の子供たちが健診の緊張感からか、入学後に再度対応を必要とする可能性の子供がございましたけれども、今後も引き続き観察を行ってまいりたいと思います。

次に、以前御提案いただきました眼科検診等の年齢規制についてでございますが、早速担当を通じまして、県に連絡をしておるところでございます。また、国立療養センターの専

門医にも御相談、御意見をいただいております。年齢が低い場合につきましては、検診が難しく、身近におられる肉親の方が注意をしていただいて、専門医に相談されるのが確実との判断をいただいたところでございます。今後機会をとらえて、より効果的な対策を専門家等にお尋ねをしてまいりたいと考えております。

以上で神近勝彦議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

では、最初に、就学前医療費補助についてお尋ねをしていきたいと思っております。

先般ですか、新聞報道等には、佐賀県がこれについて前向きに検討しているというふうな報道が載っておったわけですね。それに伴いまして、今回私質問をしたわけなんです。現在、佐賀県においては、県レベルでの医療費補助について、実際どのような動きが起きているのですかね。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も報道等では承知をしておりますけれども、市長会等の要望等もあったわけですが、もうほとんどの私どもの嬉野のように取り組んでおるところはすべてではないわけですが、先ほど申し上げましたように、例えば、歯科診療とか限って言えば、もうほとんどの市町村が取り組んでいるということで、現場の段階で子育て支援についての有効策だという市町村が判断をして取り組んでいるということでございますので、県といたしましても、その子育て支援策の重要な施策として取り組みたいという意欲を持って、今知事が発言をされて検討をしておられるということでございます。

そういうことで、財政的な課題もあると思っておりますけれども、ぜひとも実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

古川知事も、その点については十分認識を持っておられるとは思いますが、ただ、今全国の都道府県を見た限り、外来を就学前までに対処している県というのが、約半数近い22都道府県あるわけですね。入院を対象にした都道府県というのは約30ちょっとあったと思っております。

そういう中で、佐賀県においては、外来も入院も、まだ2歳までという対象なんですよ。全国的な傾向を見ていくと、その2歳という表示をされている県というのは、佐賀と宮崎、福井の3県だけなんですよ、県レベルでいえばですよ。あとは、ほとんどは5歳とか、就学前とか、そういうふうに大きな取り組みをされている上で、かなり佐賀県はおくれているわけですよ。

市議会の中で県レベルの話をして、ちょっと問題があるかとは思いますが、このあたりの実情を考えれば、佐賀県下の市町村がこれだけ一生懸命頑張っていると、単独事業ですよ。そういう中の要望もされているわけですよ。佐賀県としても、このあたりはもっと前向きな考えが必要であると、私も思っているわけですよ。だから、このあたりについて、市長会ということで要望をされているということですが、やはり来年、新年度からでもできるように、あるいは現在のところでは無理であれば、補助関係は補正を組んででもできるような、やはり強い要望が必要じゃないかなという気がするわけですが、今後の取り組みについて、市長会、あるいは市長としてどのような考えをお持ちでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私個人ということではなくて、市長会としても、要望事項については精査してずっと出しているわけございまして、そういう点では、もう最重点的にお願いをしておる項目でございます。そういうことで、また機会をとらえて、ぜひとも実現に向けてお願いをしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

それについては市長会、強力な要請をしていってもらいたいと思います。

先ほど120,000千円ほど年間一応予算を組んでいただいておりますが、担当課にお聞きしたいと思います。まだ冬のインフルエンザの危機、流行が来ているわけじゃないものですから、今後どのような医療費が上がってくるか、よく把握できないとは思いますが、7月以降、現在12月までの間にどれぐらい予想と医療費が上がってきたのか、大体わかりますか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

この就学前の医療費の助成制度につきましては、6月議会で議決をいただきまして、実施が10月1日からとなっております。

それで、現在、ちょっとまだ、周知は十分していたつもりでございますけど、その件数的には確かに、9月までの実績からしますと、11月に申請をされて12月に支払いをしておりますけど、大体6倍程度の件数にはなっております。助成額も大体6倍程度になっております。というのは、従前が歯科診療だけの6歳までということで、就学前ということでございましたので、その分には比べますと格段に上がっておりますけど、ただ、この数字が今後また伸びる可能性もございます。したがって、来年度予算につきましても、その推移がどのくらい上がってくるのか、なかなか難しいところでございますけど、とにかく今年度実績が3月まで一応通してみたら、大体来年度の見込みが出てくるかと思っておりますけど、現在のところでは、診療件数、それから金額等も、大体従前の6倍程度になっているということでございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

冒頭申したように、どうしても3歳から、やはり6歳ぐらいまでの間が一番病気になりやすいわけですね。特に今子供たちは保育園、保育所、幼稚園ということで、集団的な中で、流行的な風邪とか、そういうふうな感じで、やはり病気になる機会も多くなっているということもあります。

そういう中で、やはりこのあたりは3番目の1歳6カ月、3歳児健診とほとんどリンクしての質問になるんですが、結局、医療費の補助をすることは大事です。しかし、子供たちとしては、親としては、また行政としても、なるべく健康であってほしいというのが第一にあるんですね。そうすると、やはり子供たちをいかに健康で一日を過ごしていけるか、年間を通していくかということになっていくわけなんですけど、そうなった場合、保育園、保育所、幼稚園では、その子供たちの健康を維持していくために、何かのそういうふうな、昔で言えば乾布摩擦といってしよったですね、冬場。それとか、体が元気になるために靴を履かせないと。外で遊ばせるときに裸足で遊べと、そういうふうな指導も以前はあったわけですね。そういうふうな指導関係が、各保育園、保育所、幼稚園では取り組み方が違うとは思いますが、健康に対する考え方というものはどうなんでしょうか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

保育所につきましては、現在、保育の指針がございまして、厚生労働省から示された保育

指針に基づいてやっております。

それで、塩田町につきましては5園、それから嬉野も5園でございますけど、それぞれの独自の保育の方針というか、特色ある保健づくりというのに努められております。

それで、積極的に健康づくりには努力をされておまして、裸足の遊びとか、それからできるだけ園外に散歩に連れていくとか、そういったような積極的な健康づくりには注意をされているかと思えます。ただ、それと同時に、安全ということもございますので、健康、安全という、そういった視野から余り無理をさせて健康に害が出るようなことでもいけませんので、そういったところは各園で工夫をされて保育をされているかと思っております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

部長の御答弁は正当かなと思えます。でも、その中で、やはり各保育園、保育所、幼稚園は、子供たちの健康についてはもっと積極的に取り組みをしていただいて、なるべくこういうふうな医療費がかからないようにしていくことが大事じゃないかなと。やはり自分の子供が病気になるなら、親としては物すごく心配があると。そのためにはやっぱり毎日毎日の子供たちの健康管理が一番大事であって、それは行政だけではなく家庭の中が大事とは思うんですけどね。そのあたりの取り組みについて、やはりそういうところでもやっていただきたいという気がいたします。この健康診断、これ大体もうリンクするものですから、ちょっと申しわけないんですが、こういうことを考えていけば、さっき申し上げたように、やはり1歳半とか3歳児、あるいは保育所内での定期健診の年の2回、こういう中の健診というのが物すごく大事だと思うわけですよ。

そういう中で、その聴力とか、何で視力についての項目がないのかなということも前回も質問したわけですね。市長としてもその当時、何で入っていないのかということで、これから勉強していきたいという御答弁をいただいたわけですが、国の制度ですから、なかなかこういう改革に向けては難しい点があります。前回も申し上げたように、これについては嬉野市だけでは絶対無理だと。やはり佐賀県下、あるいは九州、あるいは全国のこういう自治体が、こういう子供たちの健康について声を上げていかなければ、法の改正は無理だということは、私も申し上げておりましたし、当時の町長であった谷口市長もそういうふうに御答弁をされております。このあたりの取り組みについて、市長、今どのような考えをお持ちなのか、そのあたりをお聞かせください。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

健診の年齢の引き下げ等も含んでのお答えになると思いますが、議員が以前御発言されたこともございまして、担当課を通じて県の方にも通知をしておるところでございます。そのお答えについては、先ほど議員御発言されましたように、いわゆる母子保健法に定義がないというふうなことで、非常に難しいということでもございました。そういうこともございましたので、合併しました後、担当の保健師といろいろ協議をしてきたところでございます。

それで、先ほど部長申し上げましたように、その医療費の補助の計画をつくるときに、再度保健師とも協議をしたわけでもございまして、それではうちだけでまず取り組めないかということを検討いたしました。それは眼科の検診の方ですね。それで、予算を組んでやろうかということでも検討いたしましたけれども、そのときにやはり専門医等の意見はどうだったかということも聴取しましたところ、要するに健診という方法で集団でやるということにつきましては、やはり子供たちが意思を表現しにくい子供もいるということで、まずその集団健診というよりも、個別で見ていくのが効果的だというような御意見もいただいたということでもございましたので、今の段階では、各家庭で、母親の方とか肉親の方が注意をさせていただいておって、例えば、テレビを見るときに非常に近くで見るとか、何かあったときにまぶしい容姿をみるとか、そういうふうなことを直接聞かせていただいて、専門医を紹介するという方法でやったらどうかというふうなことになりましたので、今そういうことで行っておるところでございます。しかし、引き続きこの件につきましては、私も何とかしたいと思っておりますので、今後努力をしてまいりたいと思っております。経過につきましては、そういうことでもございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

市長が言われることはわかります。医師会は集団健診ではなくて、やはり小さい子供たちですから、なかなか難しいということも以前にも聞いております。

でも、市長、各家庭の親の子供たちの状況を見ながら、おかしいと思ったときに報告をして個別診断をとおっしゃるじゃないですか、医師の方もそうおっしゃるんですが、なかなか見つけづらいんですよ。

私ごとで申しわけないんですが、私の子供も片方極度の弱視でした。でも気づいたのは、小学校に上がる前の就学前健診のときだったんですよ。1歳半、3歳、そして保育園の年間2回ある健診の中で、あるいは毎日6年間、あるいは6年半間、毎日顔を合わせていたわけですよ。でも気づかなかったんですね。何か走り方がおかしいねと、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんたち、また前の子供たちからすると、若干走り方がおかしいねとか、階段を下りるときにえらく怖がるねと、そういう感覚はありました。ありましたけれども、片方がほとんど

見えていないなんて、わからなかったんですね。私はそのとき物すごく後悔したんですよ。何で気づいてやれなかったのかと。3歳ぐらいのときにもっと早く気づいてやれば、もっと早く治療ができて、今のような最悪の状態にはならなかったんじゃないかと。おかげさまで、その後治療をずっとさせながら、今やっと片方の目は見えてくるようになっております。本当、眼科の先生には感謝しております。

私はそういう子供たちが一人でもなくなってほしいと思うんですよ。あるいは斜視の子供、あるいは耳がほとんど聞こえない子供、たくさんやはり、その予兆になる子はいるんですよ。だから私はこの問題に対して、もう前回から国会議員、あるいは県会議員の先生たちにも、会うたび法の改正を訴えてきました。今でも訴えていっています。

そういうことを考えれば、何とかこのあたりはやっていただきたいと。集団健診が難しいというのもわかります。でも、何とかそのあたりの制度のやり方、そのあたりは、何人かの小さく区切ってでもやっていただくことができないのかと。やはり費用はかかると思うんですよ。仮に1園の中で100人の子供がいるとすれば、それを5人ずつとか10人ずつ分けていけば、やはり先生たちの費用弁償、あるいはそういうふうにするためのいろんな費用関係は要ると思います。でも、そういう費用を惜しむことは、私は子供たちにとってはよくない、そう思っているんですよ。

だから、市長が言われることもわかりますが、やはりそのあたりについては、目に見えない部分、視力、聴力、このあたりについては個別検診のような方向をとってでも、嬉野市では独自でやっていただきたいと、そのように訴えておきます。

最後に一言町長からいただければと思いますが。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今の御意見については、以前もお聞きしておりますので、そういうことが可能になる前提で打ち合わせも進めてきたところでございます。しかしながら、やはり施設の課題とかもございまして、今のところ取り組んでおれないわけですがけれども、また専門の先生とも相談をして、そういうふうな機会ができるように努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

この問題はこれで終わります。次、放課後と長期休暇の学童保育の方に移ります。

これについては、先ほど市長の方からもお話があったように、文部科学省の方ですね、こ

ちらの方が放課後子どもプランというものを今考えられていると。厚生労働省の方においては、現在やっております放課後児童健全育成事業ですね、この2点をやっているわけですね。これを、お互いを一緒にして、そして新たな施策として放課後子どもプランをやっていきたいという国の考え方なんです、この考え方、まず、このプランの考え方で考えていったときに、事業の概要の中に、「小学校の余裕教室を活用して」という項目があるわけですね。そして「活動拠点を全小学校区に整備する」という項目になっております。ということであれば、この嬉野市において余裕教室というものがどういう状況にあるのか、この点がまず大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

各市内の学校での余裕教室についてでございますが、今議員も御承知のとおり、教育活動は非常に多様化いたしておりまして、児童数が減っているので余裕教室があるだろうというふうに考えてあるだろうと思っておりますが、そうではないのでありまして、いろいろTTを使った授業、あるいは少人数に分けての授業とか、あるいは教育相談室、それから更衣室に使ったり、あるいは総合的学習の場としたりというふうなことで、非常に多様化しておりますので、それに対応するような部屋というのにも必要になってくるわけでございます。

そういうことで、現在、嬉野市内の嬉野地区の方では、学校で学童保育を実施しておられますけれども、現在のところは、その余裕教室が若干ありましたので、それを使ってやっているというような状況です。

ただ、これ以上ふえた場合に、果たしてそれを賄えるかどうかというのは、まだ確実に調査をしてみないとわからないというふうな状況でございます。今のところはもうこれで手いっぱいだというふうに私は理解をいたしております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

私も、空き教室に余裕がないということは、学校教育課あたりからは聞いておったわけですよ。そういう中で、この余裕教室を活用してという、まずこの事業の概要としては、なかなか難しいんじゃないかなという気がしたわけですよ。

次に、効率性、必要性ですね。これを読むと、あくまでも国の方が、経費の一部は市町村が負担をするけれども、補助事業として取り組んでいくということなんですよね。しかし、一番最後に問題があると思うんです。一番最後に何と書いてあるかといったら、「将来的には市町村単独事業としての実施につながるもの」と、こううたっているわけですね。最初の

方は補助をやるよと。ただし、事業が円滑に回るようになったら、国は補助を打ち切るよと、あとは市町村単独でやりなさいよというふうな私は考えじゃないかなという気がするわけです。そうなった場合、小さな市町村ですね、財政規模が小さな市町村、これが本当に、この国が言うような、文部科学省が言うような子どもプランが維持できるのかなという気がしてくるわけですが、この点については市長、どうお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、研究をしなくてはならないということで、冒頭お答えを申したわけですが、議員御承知のように、私どもの嬉野市におきましては、今現在放課後児童のいわゆるシステムが違っておまして、学校で行っているところと保育園で行っているところがございまして、そういうものをすべて、スペースの問題とか考えていきますと、大きな課題を抱えているというふうに考えております。

それとまた、こういうのが正式にスタートいたしますと、ほとんどの子供さんがこれには参加される可能性が出てくるわけございまして、充実すればするほど対応しなくてはならないと。対応するのはやぶさかではありませんけれども、それについての費用がかかるというふうに考えております。

ただ、国の方も、財政的には当然、当初の措置はあると思いますが、将来的には打ち切りということになるのではないかなと思っておまして、そのいわんとするところは、結果的には負担を求めなさいという形になって、はね返ってくるのではないかなと、非常に心配をしておるわけでございます。

そういう点で、できるだけそういうことにならないように工夫をしなくてはならないと思いますが、その一歩手前のところで、これにどう取り組むかということで、嬉野市としては非常に課題を抱えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

そうなんですよね、私もそう思うんですよ、市長。かなり今回の子どもプランの施策については、かなり何か、特に嬉野市については難しいんじゃないかなと。全国的なこういうことをできる市町村と、やっぱりできない市町村があると思うんですよね。だから、これについて強かに推し進められていくのかどうかというのはちょっとわかりませんが、なかなか難しいんじゃないかなという気がするわけです。

そういう中で、現在行われている放課後健全育成事業ですね、厚生労働省、これについては今後ともやっていけることができるのかどうか。この点が一つ課題になると思うんですよね。結局これはもう廃止しますよと、プランの方に移行していただきたいという方向性が動いてくるのかどうか、この点についてはどうお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

経過段階でございますので、断定的には申し上げられませんが、やはり国の改革の中で一体化ということ踏まえているとすれば、将来的にはこちらの方に動いていかざるを得ないというふう考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

なかなか難しいところがあるわけですので、やはり県下の市長会の中で、やはりこういう子どもプランに移行できるところ、できないところ、いろいろ多々あると思うんですよね。そのあたりを一回市長会の中で考えていただいて、研究されるのがまず大事だと思うんですが、本当に佐賀県の中でできないようであれば、結局現在の放課後児童健全育成事業の継続について、やはり市長会としても、国の方にこれからも強く要望されていくべきだと思いますね。

その点があれば、また私どもとしても国に対して要望をしていくべきだと、議会としてもですね、そのような考えを持っているわけですよ。

ちょっと担当課に聞きたいんですが、現在の育成事業の中で、ちょっとソフト面の中で、「補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止」というふうな項目があります。適正な人数規模への移行促進ということで、「71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進」という項目があるわけなんですけど、この点について、ちょっとお教えいただければなという気がするわけですが、わかりますか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えいたします。

現在、嬉野市の中で、旧嬉野町とでは、放課後児童健全育成事業のやり方が若干違います。

御承知のとおり、塩田につきましては、5園の保育園でそれぞれ大体、開設日数が年間295日で、14時から17時まで開設して、対象人員が大体5カ所で138人程度いらっしゃいます。それに対しまして、嬉野につきましては、これは学校の先ほど申されました空き教室を利用してということで、6クラスがあります。嬉野小学校が2クラス、大草野小学校1クラス、轟が2クラス、吉田が1クラス、吉田小学校につきましては、これは公民館を利用されているということで、学校ではございません。ただ、開設日数が200日で、13時から17時までの4時間ということで、対象者の数が181人となっております。

特に問題になりますのが嬉野の分でございます、先ほどおっしゃったように、空き教室がなかなか確保できづらいと、いろんな特別教室の方に今使用されておりますので、来年につきましても、教室が果たして確保できるかということで問題が起きておまして、これについて、今後場所の問題と、それから人数がかなり、昨年までは2年生までということでございましたけど、今年度から3年生までということで拡大しておりますし、そういった施設と人数との関係で、この3カ年間で廃止ということになれば、ちょっと大きな問題になるかと思えます。

したがって、私たちとしては、児童クラブということで、その対象を一括して引き受けられるような各地区に、例えば児童館とか、そういった公共的な施設があれば、そこを利用できるわけですけど、そういったものもまだ完全には整備をされておりませんので、できましたらこういった、現在厚生労働省がやっております児童クラブの継続をぜひお願いをしたいのと、今の段階ではそういうふうに考えております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

いや、これは19年度の概算要求なんですよ、厚生労働省の結局、来年度の概算要求なんですよ。その中で結局、200日以上が250日以上じゃないといけないと。それじゃなかったら、もう補助は廃止しますよという言い方なんですよ。そういうことでいけば、嬉野地区というのは200日しかない。となると、完全に開設日数が多様に対応されていないとなれば、3年後には廃止という形になるわけですよ。

また、「71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進」とあるんですよ。このあたりがよく私意味がわからなかったんですよ。補助は廃止するけれども、分割等は促進しますよと。このあたりがちょっと私わからなかったもので、このあたりについては、もしわかるようであれば御説明をしていただきたいし、これについては、もう来年の概要要求ですから、これは強く国の方に制度の継続について申し入れていかなければ、3年後には、このままでいけばですよ、本当3年後には廃止になるわけですよ。だから、こういうことは実施概要として上がってきているわけですから、ほとんど国

はこの方向で移動していくでしょう。だからもう、このあたりについてはお願いをしたいじゃなくて、強い要望をしていかなければ、本当にもう嬉野地区の学童保育なくなっちゃいますよ。そのあたりについては、強い要請をしてください。その「補助を廃止し、分割等を促進」という、このあたりの文言について、もし御説明ができるようであれば、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

71人以上の学童クラブについては、分割を促進するということですけども、これにつきましては、適正規模での学童保育を推進しなさいという考えだと思います。

また、先ほど来お話が 있습니다けども、放課後児童健全育成事業が確実になくなるのかということですけども、二つの事業が一本化された事業で展開をされていくわけですけども、一つの事業のみを実施することも可能ということになっております。ということで聞いております。

それと、日数の250日の件に関しましては、現在、通常の学童保育と長期休暇を分けた形で実施していますけども、これを一体化した中での事業としてとらえていけば、その日数についてはクリアできるものと思っております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

そういうことであれば、日数については、そういうことであればクリアできるわけですね。その適正規模に分割というのはどういうことですかね。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

やはり多人数になりますと、なかなか行き届いた保育ができにくいということだと理解しております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

それじゃ、わからないわけですよ。だから、「分割等を促進」ということに関して、今課長は適正規模に分けるんだらうというふうなことをおっしゃったわけですね。だから、その適正規模に分けるということが、それは意味わかるんですよ。大人数で見るよりも、ある程度、嬉野でいけば二クラスとか、轟でも二クラスとかというふうな、要はそういうふうな

ことでしょう。

ただ、そのあたりが、大体わかるんだけど、この文言でいくと、「3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進」ということは、このあたりにも「補助が廃止」という文言があるわけですよ。だから、嬉野小学校とか轟小学校ですか、70人を超えているわけじゃないとは思いますが、結局、仮にこれが70人を超えているとするじゃないですか。そしてたら多分、子供たちを見るために3クラスとかに分けると思うんですよ。でも、3クラスに分けたにしても、補助は廃止しますよというふうなとり方をしているのか、そうじゃないのか。このあたりだと思うんですよ。ちょっと難しいんですよ、この意味のとり方が。「補助を廃止し」というのが頭に来ていますから。何かこう、一概にもう流れ的には、もう廃止ですよ、廃止ですよと言われているような感じがするわけですよ。そのあたりについてはどうなんですかね。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

現在、嬉野小学校が二クラス、轟小学校二クラスがありますけど、その二クラスはA教室、B教室ということで分けをしております。それぞれが一つのクラブということでありますので、これは70幾らですかね。（「71」と呼ぶ者あり）71を超したのを二クラスに分ければ、それぞれのクラブが二つできるということで理解しておりますけど。そういうことで、補助の対象にはそういうふうになっております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

ということは、この文言の中の「補助を廃止し」ということについては、もう考えなくていいと。嬉野市の学童保育については、今後とも国からの補助はあり得ると。この事業が続く限りですよ。開設日のクリアはありますが、開設日のクリアさえ確保できれば、この事業がある間は、間違いなく補助があると考えていいわけですね。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

現時点では、継続は可能というふうに判断しておりますけれども、国の方では、両事業一体化した事業を進めるという考え方がございますので、そういった指導は当然出てくるかとは思いますが。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

先ほど、市長と質疑応答を繰り返した中で、嬉野市においてはなかなか、この子どもプランですね、これはかなり難しいという、今お話をしておったわけですよ。そういう中で、厚生労働省の考え方というのが、まあ国の考え方ですから、なかなか難しいことだと思うんですけども、今のお話を聞いていると、やはり将来的には、この厚生労働省の放課後児童健全育成事業、これはなくなっていくだろうという考え方をお持ちなんでしょう、大体ですね。違いますか、ないですね。そうであればいいですが、もしそういう考え方を少しでもお持ちであれば、先ほど市長の方にも言ったように、この厚生労働省の事業については、今後とも継続をしていくということで、市長を初め担当課においては、やはり国に対して大きな要望をして、継続についての要望をしていかなければ、嬉野市の子供たちの放課後については対応できないという形になってくるわけですよ。その点を十分踏まえて対応をしていただきたいなという気がします。

あと残り2項目あるんですが、多分、あと短くしても20分かかりますが。

議長（山口 要君）

いいです。続行してください。

11番（神近勝彦君）

よろしいですか。

議長（山口 要君）

はい。

11番（神近勝彦君）

それでは、議長の許可をいただいておりますので、そのままやりたいと思います。

学童保育につきましては、先ほど市長と論議しましたように、嬉野市で対応できる健全な事業を推進していくように、執行部側、また私も議会側で、ともに努力をしていくべきだろうと思いますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、大草野小学校校区の市道整備について御質問をしたいと思います。

このことについては、やはり三坂地区、また式浪地区の子供たち、この子供たち、また長谷地区ですね、この子供たちが、大草野小学校へ通学する市道 県道については前回の一般質問でやりました。まず市道がなかなか整備されていないと。昔の農道が格上げになって、現在の市道になっております。幅員も5メートルあるかないかで、側溝は入っておりますが、ふたはついていない。そのような状況があるわけですね。そういう中を子供たちは通学をしているわけですよ。子供たちの通学する時間帯、やはり7時30分から約8時まで。この時間帯というのは、地域の人たちも通勤の時間帯でもあるわけですね。結局、そういう狭い場所をお互いが通っていると。

先般の新聞記事にもありました。やはり集団登校で歩いている子供の列に車が突っ込んだ。あるいは保育園、幼稚園の散歩をしていて、そこに車が突っ込んだと。これはあくまでも運転手の過失が100%です。しかし、幾らかでもそういう事故を防ぐためには、やはり歩道が必要だと思うんですよ。ただ単に道路を広くすることによっては、逆に車のスピードが上がります。6メートルとか、ある程度乗用車2台が交われるだけの道路整備だけでいくと、車は逆にスピードを出すんです。だから私は、そういう市道については、幅員的には乗用車が2台どうにか交われる程度の幅員でいいと思うんですね。スピードが出せないように。ただし、歩道はやはり整備をしていくべきであると。車道よりも歩道の整備を進めていくべきだと思うわけですよ。

そういう中で、かなり狭いわけなんですけど、このあたりの整備計画について、これは嬉野町議会当時からも、山田議員が何回となく質問をされてきました。でもなかなか、一部の改良はできておりますが、なかなか計画性もないんですよ。よく年次計画、年次計画と言われるんですが、その年次計画さえなかなか浮かび上がってきていないというふうな状況じゃないかなという気がするわけですね。

今回、市道廃止、市道認定ということで上がっております米ノ山うずら橋線ですか、あのあたりについての計画性というものも全然見えていないんじゃないかなという気がするわけなんですけど、その点についていかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる大草野校区ですね、三坂・式浪地区の道路整備につきましては、以前からいろんな御意見をいただいておりますのでございまして、また今般、合併いたしました後も、議員御発言のように、長谷地区の道路整備等につきましても、御意見をいただいておりますのでございまして、できる限り取り組んでいきたいと思っております。

ただ、現状御承知のように、議員御発言もございましたけれども、いわゆる農地、それから農道が多かったわけですが、30年以前から、いわゆる住宅が増加をしてきたという中でございまして、御意見のように、道路と側溝等の整備が非常におくれてまいったところでございます。

それで、当地区につきましては、ほとんど調査をしますと、完全にということではないですが、毎年予算を組みながら整備をいたしておりますが、完全な状況ではないということ承知いたしております。また、学校でのいろんな調査等もあっております、カーブが非常に厳しいところとか、それから側溝が、ぜひふたをかけてほしいところとか、いろいろ要望も上がっておりますので、点検はいたしておりますけれども、議員御発言のように、まだ年

次計画をつくるどころまで至っておらないということでございます。

はっきり申し上げまして、要望にこたえながら取り組みをしてきたという段階でございますので、これからしばらく時間をいただいて、とにかく緊急性のあるところから取り組むということで、安全策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

通学路の整備については、まずいろんな地域から要望が上がっていると思います。緊急性の強いところから対応していくということは、私も理解をするわけですが、今の三坂地区、式浪地区ですね、あのあたりの道路整備については、毎年幾らかですよ、それは部分的なカーブの改良とか、側溝の若干の整備なんかはやられるとかと思っているんですが、やはりやるなら、大きな柱をつくって、そして、その中で結局、今年度は50メートルやるとか、70メートルやるとかというふうな形の中でしていかなければ、つぎはぎだらけの整備をしても、その場しのぎじゃないかなという気がするわけですね。やはりやるなら、一つの骨というもの、根本というものをつくっていただきたいという気がするわけですが、このあたりの考え方を、それは市長の方に聞いた方がいいですね、どうなんですかね、市長。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言については、十分承知をいたしております。ただ、それ以前に、本当に急激に住宅地がふえてきたということもございまして、まずは緊急に話があったところにつきましては、できるだけ対応をしてきたつもりでございます。

ただ、学校中心の整備というものは、今まで余りできていなかったというのが正直なところだと思います。ですから、住宅街の中の要望があって、いわゆる道路整備をしたということでございまして、議員御発言の趣旨は十分承知をいたしておりますけれども、どのような道路づくりがいいのか、これから時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

もう1点、これは市長と、また担当課でも検討していただきたいというのが、あそこは何と言うんでしょうね、米ノ山線ですかね、肥前陶土さんですかね、あれから入る市道が1本

あるわけですよね、もう一つ先の方から米ノ山線ですかね、それが。あの市道ともう一つ北側の方に肥前陶土さんですかね、あれから入るたしか市道があると思うんですよ。御存じですかね。その間を結局、あれが川が小田志川ですか、小田志川が流れております。その市道と市道の合い中が大体80メートル程度じゃないかなという気がするわけですね。

ここを以前、山田議員が、何とか舗装をして車が通れるようにできないだろうかという御質問をされた経緯があったんですが、私としては、その当時の県の見解というのは、あくまでも河川の管理道路だから、それは無理ですよというふうな県の答弁であったし、そういうふうなお答えを私聞いた記憶があるわけですね。ただし、私としては、河川側に金網のフェンスなんかを設置して、子供が通るスクールゾーンとしての活用だけではできないものだろうかという気がするわけですよ。

というのは、長谷地区の子供たちとか、国道34号線の北側の子供たち、この子供たちは、山下鉄工さんの前を通過して和光幼稚園の方に上がっていきます。それから今度は大草野小学校の方に向かって下っていくわけですね。距離からいけば、多分2倍ぐらいの距離なんですよ。これを河川の管理用道路約80メートル間をスクールゾーンと設定していただければ、多分距離なんか半分になると思うんですよ。

米ノ山線の方は、県道側から学校の真裏の三差路ぐらいまでは、何とか整備をしていただいております。幅員の的にもたしか6メートルちょっとあったんじゃないかなという気がするわけですよ。車両的にも、そちらの方はたしか若干住宅地が少ないもんですから、確かに少ないんじゃないかなという気は私にしているわけですよ。だから、子供たちがわざわざ車の多い集落の方に向かうんじゃなくて、車の少ない、距離も短くなるように、その河川道路を使うことによって、安全も確保できるんじゃないかなという気がするわけなんですよ。だから、そこに河川側が危ないですから、やはり子供たちがそこに河川の方に落下しないように金網のネットフェンスを張って、そしてスクールゾーンとして活用できれば、私は一つの路線の確保ということについてできるんじゃないかなという気がするんですよ。ただそれを、県の河川課が了解をするかしないかという、問題はそこの1点だと思うんですよ。やはり子供の安全・安心を考えた場合に、そこを強く要望することができれば、この問題は解決すると思うんですが、市長いかがですかね。（「ちょっと待ってもらっていいですか。ちょっと時間……」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後0時5分 休憩

午後0時8分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ただいまのお尋ねにつきましては、地図で一応確認はいたしましたけれども、御発言のように、県河川の管理道路になっておりますので、一応県の方に申し入れをいたしまして、そのようないわゆるスクールゾーン的な取り扱いで、いわゆる防護フェンスといいますが、そういうのができるどうか、一応問い合わせはしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

それを県の方が了解をしていただければ、距離的にもさっきも何回も言いますように、距離が約半分になるわけですね。交通の安全確保にもかなりつながってくると思うんですよ。だから、これを確実にしていただくことができれば、私はかなり大きな成果に上がると思います。だから、長谷、三坂、式浪、全般的なやはりスクールゾーン的な整備というものも必要ですけども、できるところからといえば、私はそこがまず第1じゃないかなという気がしたもんですから、それを先に取り組んでいただきたいなど。全般的な考えについては、やはりさっきも申しましたように、一つの筋をつくって取り組んでいただきたいと、そのように思います。

続いて、もう時間も大分過ぎてまいりましたので、いじめ・不登校の方に移りたいと思いますが、先ほど平野議員の方から、いじめについての御質問がございました。教育長、あるいは市長の方からも御答弁があったわけですね。私の後に、副島議員が、この一本について出されておりますので、私はいじめについてはちょっと余り深くはお聞きをいたしません。あとはもう副島さんの方にお任せしますので、よろしく願いいたします。

そのかわり、私としても一つだけお聞きしたいと。

やっぱり、ここにも上げているように、不登校の子供といじめというのは、すべてはイコールじゃないわけですよ。不登校の子供たちというのは、要は情緒不安定の子がほとんどなんですよ。私も中学生、小学生というふうに、まだ小っちゃい子供もおりますけれども、そういうふうなところにおりますから、大体子供たちのお話とか、先生方のお話を聞いているわけですよ。そういう中で、やはり不登校の子供はどちらかといえば情緒不安定の子が多いと。先般も中学生の私の娘のクラスでも不登校の子がおって、今3日か4日ぐらい休んだと。その理由は、いじめ 本人に言わせればいじめだということだったらしいんですが、やはり子供たちの話を聞いていくと、そう集団的ないじめはあっていないような話を聞いているわけですね。ただし、その子供が言うには、やはり何となくいじめがあったと。

だから学校に行きたくなかったと。

私はカウンセラーじゃないですから、はっきりわかりませんが、やはりそういう情緒不安定、精神不安定な子供だから、そういうふうなちょっとしたこと、同級生の子供が一言言った、その言葉一言によって、何か傷ついてしまって学校に来れないというのが多いんじゃないかなと。

今、新聞各報道伝えられていますけれども、やはりいじめということは、大変なくさなければいけないということは私もわかります。でも、ここに御出席の課長、部長を含め、私たちの時代もいじめというものは実際ありました。でも、今みたいな子供たちの状況とはやはり大きな違いがあるわけですね。だから、問題的には、今の子供たちは精神的に弱いんじゃないかなと。総論でいけばですね、そういうところがあるんじゃないかなと。その原点は、やはり家庭内のしつけ、あるいは教育が以前とはかなり変わってきているんじゃないかなという気がするわけですが、今の私たちを含め、子供たちの保護者の意識というものをなかなか変えることは難しいんですね、はっきり言って。だから今の子供たちに期待をしているわけなんです、こういうことについて、命のとうとさ、大事さ、思いやりの心についてのやはり学校での取り組みが大事だと思うんですが、この点について学校としてはどうなんでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

いじめというのは、いじめる方といじめられる方というのがあり、また、その中間にあって、それを傍観する者があるというふうなことが言われておりますが、それぞれの児童・生徒を指導していく必要があると思っております。

それで、議員先ほどの御意見のとおり、やはりいじめというのは心の問題でございますので、その心の問題をどういうふうにして解消していくかということだというふうに思っております。それで、各学校では、その根本的な解決のために、思いやりを持った心豊かな子供を育成することが一番大切であるということで、学校教育全体の中で、道徳教育計画を作成いたしまして、教科の中、あるいは道徳の時間、総合的な学習の時間等々、いろんな場面でそういうふうな心豊かな子供たちが育成できるような視点で活動をしているところでございます。

先ほどの意見の中にもありましたが、同じような言葉を浴びせられても、いじめと受け取る子供と、そうでないと受け取る子供とおるわけでございます。その辺が大変難しいところでありまして、私は、これからのこんなに急激に変化していく社会の中では、やはりこういうことを私が言ったらどうかと思いますが、小さいいじめに耐え得るやはり力といたしましよ

うか、心といいましょうか、強い心といいましょうか、そういうふうなものも、やはりこれからは育成していかなきゃならないのではないかというふうな思いがいたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

まさに教育長の言われるとおりじゃないかなという気がします。私も同調するわけですね、今の教育長の考え方には。やはりもっと心の強さというものをつくっていただきたいと、今の子供たちにつくってもらいたいと思います。そのためには、学校としては、今スクールカウンセラー、心の相談員というふうないろんな国の制度も含めながら対応をやられておるわけですが、前回は要望しました。やはりカウンセラーの今までの継続ということをしていただきたいということは要望しておったわけですね。こうなると、やはりそういう心理療養士ですか、こういうふうな方々の、これからは常駐といいますか、そういうことが必要じゃないかなという気がするわけです。結局、いじめとかなんとか解消だけじゃなくて、不登校も含めた中で、やはり今の子供たちが精神的に強くなっていく、あるいは柔らかくしていくためにはそのあたりが重要だと思うんですね。

そのあたりについて、心理療養士の常駐ということについて、教育長、あるいは市長はどうお考えなのか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

議員御指摘のとおり、やはりこの教育相談員とか心理療法士とか、そういうふうな方の効果は絶大なものがあるというふうに私は理解をいたしております。現在でもそういうふうに理解しているわけですがけれども、それで、来年度はこの教育相談員等、いわゆる心を強くしたり、心の悩みを解消したりするような、そういうふうな人の拡充を図っていきたいということをお願いをしたいというふうに思っております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

それが、やはり一番効果的じゃないかなという気がするわけですね。

市長、教育長今言われましたけども、やはり財政的な中で問題点があると思うんですよ。でも、今言われたように、心理療養士というのが各学校に常駐ができるようになれば、かなりこのあたりは改善できるんじゃないかなという気がするわけなんですけども、市長としてはどうお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

教育相談員さんの活動等を見ておるわけでございますけども、やはり以前から感じておりますのは、一人の子供さんがおられるとしますと、相当長いですね、長いといいますが、半年程度ではなくて、やっぱり1年、2年と、同じ子供さんを同じ教育指導員さんがずっと見ていただくということで、非常にこの心の落ち着きといいますが、そういうことで打ち解けて、またいろんな相談もしていくというふうなことで、回復に向かっているというケースもございます。

また、学校には行けなくても、時間をとって、例えば、図書館で帰りに勉強をしていくと。そこにいろんな相談員さんが行って見てやっているとかいうふうなことも実際お聞きしたこともございますので、そういう点では、心と心の触れ合いができるようなシステムをつくっていくことは非常に大事だと思っております。

以前、心理療養士の件で、嬉野にございます友朋会という施設がございますが、そこにお二人いらっしゃるということでお聞きしたことがございまして、今はどうかわかりませんが、そのときに私どもと提携をお願いしたときには、先方も前向きにはお考えいただいたところでございますが、私どもの方で実現するに至らなかったということもございます。そういう点で、常時学校にいていただく方がいいのか、またそういうちゃんとした提携をしてお願いすることができるか、そこら辺についてはこれから研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

このあたりの政策について、あしたかあさってからというわけにはいかないと思うんですが、やはりスクールカウンセラーとか心の相談員、心理療養士の方の物すごく影響は大きいと思うんですね。市長も多分お認めになっておられますから、そういうふうな御答弁をされていると思います。このあたりについて、いろんな研究をなされるのは結構ですけども、財政的な措置が、裏づけができれば、早急に取り組んでいただきたいと、そのように思います。

で、あと幼児を含む虐待ということで挙げているわけですが、本市において、幼児を含め、小学生、あるいは中学生に対するいじめの実態というものはどうなんでしょうか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

今、児童虐待ということでございますけど、それにつきましては、今福祉部の中に、婦人家庭相談員と、それから、これは新市になりましてからの配置でございますけど、2名が一応直接的な窓口としまして、そういった方が配置をされております。

その中で、これはいろんな虐待の情報が入ってはくるわけですけど、児童虐待につきまして、ことしの4月から10月の末までには、一応6件のケースがあったというふうな報告をいただいております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

とりあえず、今2名の方がおられるわけですね。そういう中で、6名の報告があったということをお聞きしますと、やはりなかなか見えづらい虐待というものも、まず根底にあるわけですね。このあたりについては、私がいろいろ言うわけでもなく、結局、保健師さんあたりはかなりいろんな情報収集について動いていらっしゃると思います。でも、なかなか目に見えてこないのが、やはり虐待なんですね。

このあたりについて新聞関係でも、やはりなかなか家庭内のことですから踏み込んでいけないとか、実際虐待という情報があっても、室内の方に入っていくことができないと。その保護者の方とお話することさえできないというふうな拒否をされると。そういうことで助けあげることができなかったという、そういう事態もあるわけですね。

新聞関係を読むと、こういう福祉事務所と警察、この連携をとって、そして、やはり自宅に行くときには強制的にでも室内に入れるような法整備をするべきではないかという意見があるわけですよ。やはり私もそこまで踏み込んでいいんじゃないかなという気がするわけですが、嬉野市、あるいは杵藤保健所管内において、そういう認識がえられるのかどうか、そのあたりはどうですか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

嬉野市におきましては、ことしの4月発足しまして、児童の虐待関係のネットワークをつくっております。その中には、県の福祉事務所、それから警察、すべて入れての協議をして、特に重要な問題についてはケース会議というふうな設置もしておりますけど、ただ具体的には急を要するということについては、虐待というのは、子供の立場から虐待を受けているというような訴えがあって虐待ということでありますので、そういったものがあつた。

それから、今度は病院とか保育所とか、そういったところで、例えば、けががおかしいと、

そういった通報があった場合に、そういったものについては見守りと。普通、民生委員さんからのいろんな情報で虐待があっているんじゃないか。あるいは虐待の中にも身体的な虐待と、養育放棄みたいな、いつも汚いとか、あるいは食事等も食べていないんじゃないかというふうな状況で見守りが必要な場合等あります。ただ、緊急につきましては、もちろん警察とか、そういった関係機関の協力を得て、親から引き離すというような措置をとっております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

いや、引き離すときに警察が介入するということはわかるんですよ。ただし、保護者に対して、結局、その実態調査をするために家に行きますよね。そのときに結局、ドアを開けていただければ事情聴取できないわけなんですよ。だから、そういうケースが全国的にあって、対応がおくれたわけじゃないですか。何カ月か前にそういう報告を受けておった。ただし、家に行ったけどもあけていただけない。あるいはあけても、ちょっと玄関先でしか話ができない。そういう状況が続いた結果、子供が死んでしまったとか、そういうふうなケースが全国的にあるわけですよ。だから、そういう結局保護者が面会の拒否をする場合に、やはりそういう場合には警察が常に一緒に行って、門をあけさせるとか、ちゃんと室内で話ができるような状況をつくるべきじゃないかなと、そういう連携をですよ。その点について、福祉事務所とか嬉野市の福祉課ではどういうお考えなのかということです。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

確かに、そういった子供を自分の部屋の中に閉じ込めるとか、それから対応、訪問しても出てこないとかいう例もかつてあったことは事実でございます。ただ、警察まで入れて、ドアをあけなさいということで、強制的な収容をするということまでは、現在まではいたしてはおりません。ただ、虐待をしている。例えば、世帯主、あるいは父親、母親がいないときを見計らって家に入って、その子供、あるいは虐待を受けている要保護児童について収容をしたということがございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

もう残り5分しかありませんから、ここらあたりで切り上げますが、結局、収容をするときじゃないんですよ、私が言いたいのは。だからね、結局、家庭内の状況というものを、福祉事務所の職員さんとか、そのあたりが把握するためには、室内とかなんとかにやはり立ち

入りをしてみないとわからないときが多いじゃないですか。だから、そういうときに、やはり警察と一緒に行けば、警察との連携の中によって、そこに入るという、それだけでも違うと思うんですね。できれば、収容するために警察を使うんじゃなくて、調査をするために警察力を使う必要があると私は申し上げているんですよ。その点について、今後福祉関係の方で検討をしていただいて、そういう警察力を連携することができるのかできないのか。やはり一日でも早く調査することが大事だと思うんですよ、だから言っているんですから。その点について要望を申し上げておきます。

5項目質問しましたけれども、やはり国、あるいは県に対する要望もあります。この点につきましては、執行部、あるいは私どもも含めて、今後取り組みを検討していく、また強く行動すべき点もありますので、一日でも早く子供たちが安心・安全で過ごせることを願いまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで神近議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで1時30分まで休憩をいたします。

午後0時28分 休憩

午後1時30分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩に引き続いて一般質問の議事を続けます。

16番副島敏之議員の発言を許します。

16番（副島敏之君）

まず、傍聴の皆様に対しまして、お忙しい中傍聴をしていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まずその前に、池田教育長に答弁についてお願い申し上げます。

午前中のお二人の議員の質問と私の質問が似通った部分があると思いますが、再質問との絡みもありますので、その点よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入りますが、今回は、今や毎日のように報道されており、日本じゅうが教育に関して大きな社会問題となっているいじめについてお尋ねいたします。

最初に、全国の小・中学校においていじめによる自殺者が相次いで起こり、大きな社会問題となり、文部科学省は早々にも、担当伊吹大臣がみずから全国教育担当者にさまざまな点について調査をするよう指示をしたと報道されましたが、嬉野市の教育長に対し、具体的にどういう調査が指示されたのか、お尋ねします。

次に、教育長は大臣の指示を受け、市の教育委員会を開かれたと思いますが、その経過をお尋ねいたします。

3番目として、国より指示された案件以外に教育長みずから考え、嬉野市内の小・中学校の学校長に調査を指示された案件はあったのか、お尋ねをいたします。

次に、市内の学校では調査をされ、結果については教育長に報告書が提出されたと思いますが、内容的にどのようなものがあったのか。また、どのようないじめが多いのか、発表される範囲で御答弁をお願いしたい。

5番目として、嬉野市内の小・中学校のいじめの状況について、教育長として率直に感じられたことを述べてもらいたい。

最後に、いじめについて完全になくすことはなかなか難しい問題があると思います。現職教育長として、少しでもいじめを減らすにはどうしていけばよいのか。具体的に何から始め、どうのことを継続していけばいいのか、教育長の考えをお尋ねし、この場での質問を終わります。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。教育長。

教育長（池田 修君）

いじめによるただいまの副島議員の質問に答弁をいたします。

6点ございましたので、1点目から順次お答えをしたいと思います。

まず1点目は、文部科学省からどういうふうな調査、いわゆる通知が参ったのかということでございますけれども、文部科学省からは、「いじめ問題への取組の徹底について」という通知が10月末に教育委員会に届いております。その後、11月17日付で文部科学大臣の「いじめによる自殺をしないように」とのアピールがありました。

県教育委員会からは、10月20日にいじめに関する指導・充実について、いじめの問題の指導に関する点検項目の通知がありました。その内容は、いじめの早期発見、早期対応、基本的認識と取り組みのポイントであります。

2点目の教育委員会を開かれたと思うが、その経過ということでございますけれども、嬉野市教育委員会といたしましては、10月18日、11月20日に教育委員会を開催いたしまして、その対応について協議をいたしております。そして、独自のいじめ防止の徹底への通知、いじめの実態や取り組みの調査をすることを決定いたしております。

3点目の、指示された案件以外で私自身がどういうふうな調査を学校長に指示したかということなんですけれども、文部科学省とか、あるいは県教委からのものは通知文だけでありまして、実際に具体的に学校に足を運んでの指導ではありませんでしたので、それだけでは指導の徹底が図られないと私は思いまして、10月11日に福岡県の中学校の男子生徒が自殺をいたしまして、報道をされました。すぐ、10月16、17日2日間にわたりまして、各学校を訪問いたしまして、全職員集合していただきまして、私の方から30分程度、いじめ防止の5カ条というものを私なりに作りまして、それを見ながらるをお願いをしたところでございま

す。

その一番の視点は、いじめはあるものだという認識のもとに、これまでの事件やトラブルを見直してほしいと。それから、保護者と十分に連携を図って全職員で取り組んでくれるように、直接それぞれの先生方をお願いをしたところでございます。

また、岐阜の中学校の女子生徒の部活動によるいじめ自殺というのが発生をいたしました。そのときも、11月30日にすぐ学校を訪問いたしまして、今度は部活動におけるいじめ防止対策4カ条というのを作成いたしまして、それを配付いたしまして、部活動の指導者、先生方や小学校の社会体育の指導者の方に指導をしたところでございます。

また、いじめの実態や取り組み調査というものにつきまして、市となりまして指導主事を2名配置していただきましたので、その指導主事が4日間にわたってその取り組みの状況、それから、いろんな取り組みに対しての指導助言というものをしたところでございます。

それから、4点目ですけれども、各学校で調査をされて、教育委員会の方にどういうふうな報告がなされたかということなのですが、今回は特に、本人がいじめと感じたものをすべて挙げなさいということで報告をさせました。

小学校では、内容的には友達に嫌なことを言われたとか、ひそひそ話をされたとか、社会体育で嫌がらせを受けたとか、物隠しや悪口を言われた、それから、仲間外しにされた、けんかして片方だけに味方されたとか、下校時に置いてきぼりになったとか、臭いと言われたとか、服装のことで嫌なことを言われた、シューズに水を入れられたとか、そういうふうな内容のものがありません。

中学校では、あだ名を言われる、身体的悪口を言われる、上級生から威圧的言動を受けた、小学校のときからいじめられているとか、部活のときの仲間外し、陰での悪口、気持ちが悪い、臭いと言われると、そういうふうな内容のものでございました。

それで、この点につきまして調査をいたしました。単発的で一過性のものが多かったようですけれども、中にはこのことについて深刻に受けとめているというものも数件ありましたから、緊急に対応をして解決を図ったところでございます。

5点目ですけれども、市内の学校のいじめの状況について、率直に感じられたことはどんなことかということですが、3点ございます。

1点目は、これは各学校が悩んでいたことですが、いじめと判断する基準として、こういうふうに規定されております。自分より弱い者に対して、一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものと、そういうふうに規定されているわけです。

それで、個々の行為をいじめに当たるかどうかという判断をこの規定に当てはめて考えますと、なかなか難しいところがあるというのが現状でございます。しかし、私は最終判断はいじめられたと感じている児童・生徒の立場に立って判断をしてくださいというふうにお願

いをしたところでございます。

それから、2点目は、子供たちの心の居場所づくりが家庭、学校で必要であると。子供が自分の心を開く場所がないので、小さな悩みのときに相談ができない、打ち明けることができないという感じがいたしております。

それから、3点目は、小さな悩みは自分で解決する強い心を体得させる必要があるというふうに思いました。

朝日新聞に「いじめられている君へ」というのが連載されております。これはいじめを克服した体験談が連載されているわけですがけれども、読んでみますというと、やはり小さいいじめの克服体験というのは、大人社会で強く生きるエネルギーになっているということを私は実感いたしております。やはり、小さいいじめを乗り越えていく強い心というものはごくむ必要があるというふうに思っております。

それから、6点目でございますが、いじめについて、完全になくすことは難しいと思うけれども、教育長として、いじめを減らすには具体的にどういうことに取り組んでいきたいと思っているのかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、集団生活をする以上、いじめを完全になくすということは、これはもう神わざに近いことではないかというふうに私は思っております。しかし、いじめを小さな芽のうちに摘むことはできるということです。それで、そのためには4点のことを考えております。

一つは、親子の心の交流が図られる環境づくり。これは家庭の方をお願いしたいと思っておりますが、親子の会話、親子がしっかり子供の意見を聞くという、いわゆる子供と向き合う時間を持っていただきたい。これはPTAの会合等の中でも強く訴えていきたいというふうに思っております。

2点目は、一定のルールが守られてみんなが自分の意見を言える集団づくりと。これは学級、学校、部活動等でそうですけれども、やはりいじめ等が発生する集団というのは、規律がない、乱れておる。それから、1人の意見でコントロールされているという集団の中ではいじめが多く発生をいたしております。そういうことからして、このことを実践していきたいというふうに思っております。

3点目は、いろいろな体験活動を通して多様な考えに触れたり、忍耐力をつけたり感性を磨いたりすることが大切であるということです。やはり心を豊かにして、心を強くする体験というものを私は継続していく必要がある、特に義務制の段階では、このことは大変重要なことではなからうかというふうに思っております。

4点目ですけれども、開かれた学校づくりによって、家庭、学校、地域との情報の交換を密にする必要があるということです。地域の人では、子供たちの登下校には朝のあいさつをしてもらい、帰りには「お帰り」とか、あるいは「行ってらっしゃい」とかというようなかけ声をかけてもらうというような、そういうふうな地域で子供を温かく見守って指導する環境

づくりというのが必要であるというふうに思っているところです。

特に、子供というのは小さいころに成長していくためには、そのモデルとなるものが必要であると言われております。動物はすべてそのようですけれども、それで、子供はやはり大人の姿を見て成長していくわけですから、大人がよいモデルにならなければ、私は健全な子供は育成されないというふうに思っております。そういう意味からも、開かれた学校づくりをして、地域との交流を密にしなければならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

それでは、再質問をさせていただきます。

順序は逆になりますが、最後の6番目の方から、非常にこれが総体的なことでございますし、教育長も相当な知恵を絞られて、結論 自分の決心みたいなものを感じましたので、それからお尋ね申し上げたいと思います。

6番目については、完全になくすことはできないけれども、自分はこういうことをしたいということの4点、一つは小さな芽をつぶすと。それから親と子の、いわゆる家庭との問題、それから、いろんなその手の感性を磨いていく。それから、よく言われる家庭環境、学校教育、地域との関連、この三つとの関連性も挙げられましたが、これをどうやって部分的に、こういう項目別にあり、子供に対する伝達方法、それから環境になれば、やっぱり地域の方との懇談会なり、何らかのこれはせにゃいかんと思うんですね。ですから、具体的なことをお聞きしましたけれども、実質それを伝達する方法ですね、これをやはり早急にしていけないと思いません。ですから、伝達方法をまず教育長としてどうされるのか、まずお尋ねします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

親子の心の交流の点についてですけれども、これにつきましては、各学校がやはり情報を提供して、そして、学校と家庭が十分連携を図って取り組んでいくことが一番基本ではなからうかというふうに思っております。

それから、2点目の一定のルールをつくってきちんとした規律ある集団づくりという話をいたしましたけれども、これにつきましても、やはり学校が主体でありまして、学級とか、あるいは学校全体として、あるいは部活動の中でということがありますので、その辺の指導

を徹底できるように、助言に努めたいということです。

それから、3点目の体験活動ですが、これは、いろいろな社会教育の中でも体験活動等がありますので、そういう社会教育等の体験活動の中でも積極的に参加をさせる、あるいは先ほど申しましたように、地域での活動に積極的に参加できるような、そういうふうなPRをもっともっと強くしていかなきゃならないということです。それから、青少年育成活動等もあります。そういうふうな関係機関との連携を十分図って、総合的にこの体験活動というのは仕組んでいきたいというふうに思っておるところです。

それから、開かれた学校づくりにつきましては、今年度は11月5日に嬉野市教育の日ということで、すべての市内の学校を公開いたしまして、そして、命を大切にするという視点を、いわゆる学校の教育活動の状況をすべての地域の方に公開いたしました。午後は地域の多くの方が参加をしていただきまして、そのことについての講演会を持ちました、あるいはシンポジウムを持ちました。たくさんの方が参加をしていただきまして、大変ありがたく思っておるところですけれども、そういうふうなことをこれからも継続してやっていきたいというふうに思っておるところです。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

それぞれ目的を持って指示をしていくという教育長の答弁でございますので、これはなるべく簡潔に、そして、早急にそれぞれの相手方に会合なり、今言われましたけれども、これを実行していただきたいし、我々も一市民として補佐するものは十分に補佐していきたいと。これはやっぱり全住民としてもしていかないと、これは私は解決できないと思っておりますので、その辺をひとつ教育長、十分にこれを継続的にやっていただきたい、ぜひ。短期間じゃなくて継続的にやっていただきたいなということを申し添えておきたいと思えます。

次に、先だつての神近議員の質問の中でおっしゃられましたけれども、自分は各学校を2日間にわたって調査というんですか、回ったと、こういうふうに申し上げられましたが、その回ったのは、じゃあ、先生方とお会いになったのか、あるいは直接生徒とされたのか、その辺の中身のことをお答え願いたいと思えますが。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

答弁をいたします。

各学校を回りまして、教職員を職員室に集めていただきまして、私の方から30分程度お話をしたところです。そして、各学校の実態に応じて話をいたしております。この学校ではこういうふうないじめが発生しそうだ。例えば、地域に小学校1校、中学校1校というよう

な学校もございます。幼稚園から全部一緒だというような学校もあるわけです。そういう学校では、もう小さいころから順番づけがなされて、その中で、いわゆる陰湿ないじめが発生しやすいということがあります。これは私の経験からですが、そういうことが言えるわけですね。それで、そういうふうなことで、大規模校、小規模校、中規模校、そしてまた、地域の環境等に合わせて、お宅の学校ではこんなふうなことでやってくださいというふうにして、具体的にお願いをしたところでございます。児童・生徒に対して直接話はいたしておりません。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

各校回られて教職員を集めてやったということでございます。

それでは、1番目の項目についてお尋ねを申し上げたいんですが、国の方からは一応書類だけということの先ほどの教育長の答弁でございましたけれども、先ほどの議員も言われましたけれども、県内でいじめは昨年度の8倍になっておるということが大きく新聞にも載っております。

県内について、12月4日県議会において、吉野教育長が単なるトラブルとしていた事柄も点検でいじめと判明したと。そして、県教育委員会は10月17日に「いじめの問題に関する指導の充実について」とする文書を教師一人一人に配付をしたと。その中身を少し申し上げますと、いじめの認識、弱者に一方的に肉体的、精神的に継続して打撃を与える、これは先ほど教育長もいろんな面で言われました。それから、過大意識、いわゆる人権にかかわる許されない行為。3番目に、教師の言動、暴言などを挙げ点検をお願いしたと。

こうすることで、その結果の報告では、けんか、言葉の暴力など、とらえていた181件を新たにいじめと認定し、全部合わせた214件。県教育委員会と教育委員は対策として、生徒との個人面接や職員会議をふやしたり、各校独自のアンケート調査を実施したりして、さらに実態把握に努める方針であるというのは新聞等にも載っておりますが、先ほど教育長がおっしゃいました、アンケート調査を子供たちにも書かせたと、こうすることでございましたが、これは今後も継続して行われていくつもりでしょうか、お尋ねいたします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

これからも継続して行っていきたいというふうに思っております。

このいじめがもとなる自殺というのは今回が初めてではありませんで、もう20年前の昭和61年に既に発生をいたしております、そのときは葬式ごっこというのがはやりまして、教師もそれに加担して、それがいじめの原因になったということが大きな社会問題となって

おりますし、そのときも、それ以降1年ばかりいじめによる自殺が相次いで発生をいたしました。

それから、平成6年にも、今度は金銭強要によって持っていくお金がないということで、中学生が自殺をいたしました。このときもいじめというものについて総点検がなされまして、いじめとは何かというようなことで、かなり詳しく点検がなされております。大体10年サイクルでこのいじめによる自殺というものが突出していると言いましょいか、多発しているというようなことが言えるようでございます。

そういうことで、このいじめというのは、急に発生するんじゃなくて、やはり集団の中では小さな芽がずうっと発生をしているけれども、それを摘まなければ、大きな痛手となって、これが大きくなってどーんと出てくるというふうには私はとらえておりますので、毎年このことについては点検をして、きちんと指導をしていく必要があるというふうには思っておりますので、これは続けていきたいというふうには思っております。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

はい、わかりました。これはぜひ続けて継続的にしていただきたい。それが最初に教育長が申し上げた、早目に芽を摘むということには私はつながると思います。

これは1番目との関連でございますが、今まで私がお話したのは、子供たちの自殺、あるいはそういういじめに関する被害状況等々についてお話を申し上げましたが、実は、教師の方、あるいは校長先生の自殺の例もあるわけですね。この点について教育長にもお話を申し上げたいんですが、実は、11月11日、隣の福岡県北九州市八幡区の小学校で、いわゆる子供たち、小学校ですが、金銭トラブルで、いわゆる金銭を強要したことで、それをちょっと違った格好で報告をしたと。これによって、保護者からいろんなことが教育委員会にもあって、双方が違った形の報告をやられたという案件がありました。これは御存じでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

はい、存じております。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

これは非常に私もショックを受けたんですが、生徒を指導しなければいけない、学校長はその一番トップであります。このトップの人が金銭トラブルというようなことを、いわゆる

「金を持って来い」を、単なる金銭トラブルという報告をしたということで、そういうような被害者の保護者から相談を受けた市の教育委員会も対応を怠っていて、表面化して記者会見したその後にそういう事件が起きたということで、悲しいことですが、これもやはり学校の現場の先生もいろんな意味で苦しみがあったと思うんですね。ですから、その辺も子供たちだけのことじゃなくて、やはり先生方の現場の、いわゆる管理者といたしますか、含めたその辺の、教育長として御注意なり、その辺はどういうふうに御指導なさるつもりでしょうか、お尋ねいたします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

校長が自殺するという痛ましい事件が発生をいたしまして、私も教育委員会というのは指導をするだけが教育委員会ではないというふうに認識いたしております。それで、学校長に対しては事実をそのままストレートに伝えてください、教育委員会に上げてくださいと。そして、一緒になって解決をしていきましょうという話をいたしております。あなただけ悩む必要はありませんと、教育委員会と一緒に、そして、また、教育委員会でできなければ市長にもお願いして、そして、予算的な措置があればそういうものも一緒になって取り組んでいましょうという話をしておるところでございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

これはやはり、今教育長おっしゃいましたけれども、今その北九州市八幡の小学校近辺では、子供たち、親、保護者も非常にショック状態から抜け出していないと、きのうの新聞に大きく載っておりました。ここに書いてございます。「児童の心の傷、動機不明、地域に無力感」と書いてあります。

たまたまこれ、八幡に私親戚がございまして、電話で詳しいことを聞いたんですが、もうがらがらやと。父兄は父兄で学校との信頼感もないし、そして、校長先生がそういうようなことで亡くなっているということで、非常に今どうやっていいかわからんようになっておるといようなことでもございました。そういうことの、実は子供たちじゃなくても、その教育現場におられる方の苦しみというのもあるということ。やはり我々 私は保護者じゃございませんけれども、やはり一般の保護者に対しても教育長として何らかのアピールをしていただかないと、こういう事件はまた、再度起こる可能性もあると思いますので、この点もどうか御注意をしていただきたいと思います。

次に、これは教育問題のいじめも含んでおりますけれども、政府が教育再生ということテーマにしてやっておられますね。これはもういじめが発端になっておりますけれども、こ

れについて教育長として、これは来年の1月にたたき台を発表するとなっておりますが、中身については非常に教職員の方には厳しい内容等々があるわけですね。だから、これについては、教育長の考えの範囲内で結構でございますので、この教育再生についてはどういうふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

教育再生会議の内容につきましては、新聞等で報道されておりますので、私も目を通してあります。自分なりに考えを持っておるわけですが、いろいろやはり教育の面では改革しなきゃならない点というのがあるわけです。それで、特に教育再生会議の中で言われていることは、いわゆる教育界の中にも競争というのを取り入れようじゃないかということなんです。原点はそこにあると私は思っております。そうしなければ教育が活性化されないというような、そういうふうな視点に立っておられるのではないかなというふうな思いがいたしております。ただ、教育界に競争というのが本当に有効なのかどうなのか、その点は私も判断に苦しんでおるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

はい、わかりました。

それでは、最後の質問とさせていただきます。総括も含めてですが。

このいじめについては、全国でどこの自治体でも今議会では審議されておると思うんです。そこで、当嬉野市内においては、今教育長からお話、答弁を聞きますと、小さな問題はあるにしても、どうしようもないというようなことではないようにもお見受けをしますので、とにかく時間をかけて、粘り強く学校現場の指導、それから、生徒と教職員との接触度を密にすると。そして、学校側は教育委員会にもよりより連絡、そういうこと。それから、あとは各家庭の情報提供ですね、それから地域社会との関連、この辺をあわせて継続してやっていければ、いじめについてはこの当市においては少なくなっていくんじゃないかと思っておりますので、今の担当、教育長としてあと一踏ん張り、二踏ん張りでやっていただきたいことを望んで、最後に教育長の強い御意志を発表していただきまして、私の質問を終わります。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

私も議員の質問と全く同感でございます、やはりこういういじめ等に関する心の問題につきましても、日常的に確実に地道にやっつけていかなければ、根本的な解決にならないと私も受けとめております。それで、何かこういうのが起きたからアピールをしてそれで済むと、わいわい騒いでそれで済むというような問題ではないと思っております。毎日毎日の児童・生徒の観察を的確に行って、そして、地道に確実にこの小さな芽を摘む努力をしていくことが一番大切であるという思いと、もう一つは、やはりそういういじめに対して乗り越えていく強い力、強い心といたしましうか、そういうものもあわせて私は教育をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、この両輪で私はこれから教育行政を推進していきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

これで副島敏之議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

15番深村繁雄議員の発言を許します。

15番（深村繁雄君）

15番深村でございます。通告に従いまして質問をいたします。

まず、農業問題でございますが、さきの9月17日午後3時ごろから夜半にかけて、佐賀県を直撃をいたしました台風13号、最大風速50メートルという超強力な風雨をもたらし、今までの台風被害で農作物被害がかつてない未曾有の被害をもたらしたわけでございます。

嬉野市では全市において、水稻を中心に、大豆、施設野菜、茶、露地野菜、農畜産物、施設、山林等の甚大な被害を受け、水稻の佐賀県平均作況指数49と発表をされておりますが、実質はもっと悪く、品位は半数ぐらいは等外という結果であります。農家は米の生産金はほとんど入らないというふうな状況の中で、昨今の農作物価格も低迷を続けており、それに拍車をかけて生活も一段と厳しさを増している状態でありまして、大変悩んでいるのが現状ではないかと思えます。

しかし、幸いにして、今回の台風災害おきましては、佐賀県が激甚災害指定を受けていただいて、我々農家、あるいは住民の方々一同が一粒の喜びと期待をかけている状態です。何とか自助努力をしながら、復旧回復に努めているところでありますが、何せ被害が大き過ぎまして、多大な御支援をお願いしたいというのが本音であると考えておる次第でございます。

そこで、市長にお尋ねをいたしますけれども、まず、農作物及び農業施設への対応策として、どうとられているのかお伺いをいたします。

次に住宅、そしてまた、公共施設への対応はどうされてきたのか。

三つ目に、市独自の対応策としては、どのように考えて、どのようにされているのか、お伺いをいたします。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてでありますけれども、これにつきましては、前回の9月議会で質問をいたしました。市長は非常に力強い推進体制であると私は理解をいたしておるわけでありまして、この対策事業も国が農村集落の総合の力を結集して、農業、農村の持続的発展のために努めていただきたいという趣旨の中で、政策を掲げていると理解しているわけでありまして、嬉野市としましても、今後の農政改革の中で、できる限りの力をこの事業に取り入れて活性化につなげていったら、非常によいというふうに考えております。ぜひ実現に向かって御努力をお願いしたいというふうに思う次第でございます。

さて、この件につきましては、10月末前後だったと記憶しておりますけれども、執行部の方で説明会の開催をしていただきました。また、各希望集落におきましては、再度の説明会をお願いし、開いてもらったところであります。しかしながら、この事業の内容を見ますと、要件的に非常にハードルが高い。事務処理にしましても、高度な能力が必要になるというふうに思われるわけでありまして、それでもクリアをして、そして地域活性に何とかしたいという声も結構耳にしておるわけでありまして。

そこで、質問しますが、まず事業の説明が十分に理解されるようにできたのか、どうだったのか。

2番目に、説明会後の短期、15日ぐらいの間であったわけでありまして、集落の参加の是非をこの15日間でまとめて報告をなさいたいというようなことで手挙げの中で受け付けをするというふうなことであったわけでありまして、この加入申請の状況が現在どうなっているのか、お伺いをいたします。

3番目に、この事業の要件が非常に高いゆえに、今後の指導を仰いでいく必要があるというふうに考えております。そこで、指導計画をつくっていただいて、指導をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、市長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、道路問題でありますけれども、国道498号、この整備計画についてお伺いをいたします。

この国道498号線の整備要望につきましては、旧塩田町時代から再三お願いをしているわけでありまして、嬉野市の幹線道路、旧塩田町の幹線道路でありまして、将来を左右する重要な要素を持っていて、交通安全対策のため、また、そのために道路の拡張、そしてまた、歩道の設置、改良が急がれるところであります。特に車道の幅員が狭く、歩道がない下久間、町分区、幅員が狭い五町田下川原から大牟田地区までの非常に危険で、事故も頻繁に発生している状況であります。今、下久間、町分区の歩道整備については、ようやく市道を利用させていただいて整備を進めていますけれども、まだ不十分で、これからの整備が必要であります。

この498号の整備状況を見ますときに、武雄、伊万里方面は着々と進んでいるように感じております。私は嬉野市に関しましては、非常に整備がおくれているのじゃないかというふうな状況だと思いますし、現在の整備計画はどうなっているのか、また、今後整備計画をどのように計画されようとしているのか、お伺いをいたします。

以上、ここからの質問を終わります。答弁によっては、再質問をお願いしたいと思います。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

15番深村繁雄議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、農業問題と道路問題についてでございます。

農業問題につきましては、台風13号の対策と、また農地・水・環境保全向上対策についてでございます。

まず、台風13号関係でお答え申し上げたいと思います。

今回の台風被害につきましては、水稻、園芸作物、施設、農地など、広範囲に被害が出たところでございます。被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

市といたしましては、台風接近情報入手時点から、警戒体制をとりました。しかしながら、風による被害、停電による影響など出たところでございまして、御協力いただきました消防団、区長の皆様初め、関係者の方々にお礼を申し上げたいと思います。予想以上の強風と塩害による被害が台風通過後出たところでございます。議会の御支援をいただき、公共施設につきましては、応急対策もとらせていただいたところでございます。

今回の台風につきましては、県内各地区でも大きな被害を受けておりますので、県では激甚指定の要望をされ、11月15日に激甚指定の交付がなされたところでございます。これにより農業施設の災害復旧などの補助率のかさ上げが見込まれることになりました。また、佐賀県独自の支援策も決定なされておりますので、被害に遭われた農家の皆様方が一日も早く復旧され、農業への意欲を持ち続けていただくよう対処いたしたいと思います。また、農業共済面におきましても、対策がとられておりますので、あわせて負担感の軽減になればと思います。

市といたしましては、今回の議案としてもお願いいたしておりますように、早期に対応いたしたところでございます。集計確認の課題もあり、時間が必要なものにつきましては、次回の議会でも対応してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、今回の台風被害を克服していただき、営農意欲を持ち続けていただきますよう、努力をいたします。

また、議員御発言の公共施設などの被害につきましては、学校や市営住宅、志田焼博物館などが被害に遭っております。また、一部地区の消防機庫も破損をいたしたところでございます。公園内の樹木や市道沿いの倒木なども発生いたしました。復旧費用につきましては、

共済の適用ができるものにつきましては、申請を行ったところですが、専決などでも対応をいたして復旧に努めてまいったところでございます。

次に、農地・水・環境保全対策事業についてお答え申し上げます。

集落営農への取り組みについて、農村環境の保全と農村集落の存続などを目的に、新しい政策が展開されます。今回の農地・水・環境保全対策事業で、かつてそれぞれの地域で行われておりました農業も、農村での取り組みを国の施策として確立し、農業、農村の活性化を図る目的で多くの地域が参加していただくことを期待しております。

平成19年度から23年度までの5年間で計画されておるところでございます。県と協議しながら、できるだけ多くの地域が参加していただけるよう説明会を行ってまいりました。今のところ、嬉野市内で21地区が参加していただく意思を表明していただきましたので、県に報告をしたところでございます。

今回の説明につきましては、できる限り説明を行ってまいりましたから、細部につきましては、不明なところもありますので、引き続き地域への連絡をとってまいりたいと思います。

次に、道路問題についてお答え申し上げます。

国道498号線の整備につきましては、以前から塩田地区の要望として承知をいたしております。私も以前の執行部の方々の御努力についても拝見いたしてまいりました。現在は、伝建地区との関連もあり、地元の皆様の御意見を尊重しながら検討が行われてまいったものと承知をいたしております。

現在のままの幅がよいのか、新しい道路をつくり、道路緩和を図るのかを検討されてきたものと思います。ことしになりましてから、地元の皆様との意見交換の中では、現在の道路を残し、新しい考えで取り組んだらどうかとの御意見を聞かせていただいております。

市といたしましては、通学生の交通事故防止の目的で、今年度歩道、通学道につきましては工事を進めておりますので、早期の完成を目指して努力をいたします。今回の議員の御意見をあわせまして、県土木事務所に再度対策について推進を申し入れたいと思います。

また、武雄と鹿島間の抜本的な道路整備の検討も必要な時期に来ていると承知いたしておりますので、組織的な運動ができるよう、近隣市町とも協議を行いたいと考えているところでございます。

以上で深村繁雄議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。と思います。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

再度質問をさせていただきたいと思います。

まず、台風の被害の方から入っていきたくと思いますけれども、今までかつてない農作物の被害だったと。これは、新聞報道でもいろいろあっておりますけれども、作況指数49とい

うふうなことでありました。実質は私が調べた範囲内では旧塩田町の中では、これは水稲なんです、65%の減収なんです。そして、嬉野町は53%、これを基準反収から収量がどのくらいあったのかといいますと、35%なんです。塩田町が35%しかなかった。嬉野町が47%程度だったというふうなことです。

いわゆる、これをわかりやすく換算しますと、反当10アール当たり、例えば、10俵とれませんけれども、10俵とれたとしまして、3俵半と。実質今は平年作としても、8俵から8俵半ぐらいしかありませんけれども、それだけの被害があったというふうなことです。それで、市長が今答弁ありましたように、今回、いろんな関係機関のお力添えをいただいて、激甚指定というふうなことで県下が指定を受けたわけございまして、いろんな意味でこの激甚指定を受けますと、プラスアルファとして国の方からの助成、あるいは県の支援策というふうなことでありますけれども、今度の災害につきましては、台風災害は特にこっちの佐賀県の南西部がひどかったわけです。北部につきましては、台風の直接的な要因というよりも水害で、これは一番金額的にはひどかったわけでありまして、そのようなことで嬉野市につきましては、風害がひどいというふうなことで、特に水稲被害がひどかったというふうなことでございます。この水稲被害につきましては、先ほど市長の答弁のように、共済の割り増しの対応もあるというふうなことをお聞きしております。

そしてまた、今回の12月補正に上がっております水稲の共乾の施設の対応につきましては、市内の5共乾の中で1,450千円ぐらいだったですかね、計上していただいておりますけれども、これは農家全体に対しまして、共同乾燥施設の固定費の軽減にというふうなことで、県の補正を組んでいただいて、今回嬉野市にもこうして上げていただいております。

その嬉野市の独自の予算につきましては10分の1というふうなことでお聞きをしておるわけでありまして、まだほかに野菜関係、あるいは施設関係等の調査が進んでいないというふうなこともありまして、先ほど来の3月補正で何とかしようというふうなことも聞いております。

まず、いろんなこの激甚指定の中で、そういうふうな措置として上げられておりますけれども、やっぱり数字として、今10%の嬉野市としての支援措置をするというふうなことでありますけれども、金額しましては、ほんの知れた金額になっております。共乾の5地区に対しましても、1,400千円の支援策に対しまして10%というふうな状況で、今回の未曾有の災害の中で、もう少し頑張って嬉野市独自の支援策というものがなかったのか、その点、ちょっとまずお聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回の台風被害によりますものと、また、いろんな状況が重なったというふうに思っております。私も共乾を今年度は数回回らせていただいたわけございまして、直接話を聞かせていただきました。そういう中で、やはり台風被害によって、収量が非常に少ないということも聞かせていただきましたし、また、夏場の日照時間の不足ということもございまして、生育不足というふうなこともあったのではないかなというふうなことでさまざまございまして、しかしながら、数字的には議員御発言のようなことで、厳しい減収となっておりますところでございます。

今回、ほかの市町と比べてはどうかということになりますけれども、嬉野市としてはできるだけ早く対策を打てるものについては打っていきこうということで、幅広く対応できる手段として、共乾施設の補助を取り入れたということでございます。

これにつきましては、前回も同じような形でやった経過もあるわけございまして、そういう点を参考にさせていただいたということでございます。今後の対策につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、いわゆる調査が集計等も上がってまいりますので、3月補正でできる限りの対応をしていきたいということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

まだ、先ほど来の中でありますように、大豆、あるいは野菜関係、施設関係、施設園芸関係もあります。まだほかにも山林関係とか、いろいろ出てくると思います。その中で、水稲関係は共乾の拠点費の支援というふうなことで対応していただいたというふうなことであります。

今度は、実質わかっておるのは水稲被害なんですけれども、私の試算なんですけど、被害金額が塩田町の中では大体2億円程度の被害、嬉野町の方が1億円程度の被害というふうに判断をしているところでありますけれども、まだ明確な被害の状況が出てきていないのが園芸関係ほかあります。こちらについては、今回の12月補正の中で、金額的には少ないわけですが、上がっております。この点、どうなっているのかはまだよく把握しておりませんが、もっとその現況を調査されまして、もっと本当は被害があったんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そういう中で上がっていない施設関係、あるいは施設野菜関係、こういう県の事業の中で、支援の中で、これも相当な上限価格になっております。

調べによりますと、10アール当たりで上限が3千円、10アール当たりの上限が3千円と、これはどこの基準になっておるのかなというふうな感じですが、3千円、これは樹勢

回復の対策として計上してあるというふうなことをちょっと聞いておりますけれども、3千円いただいたって、借金財の一苦労の値段がともないというふうな状況なんですよ。それで、10アールと言いますと、施設をされておる中でもそう多くはないんですね。該当する人がまずいないじゃなくて、少ない。そういう中で、この調査をされて、最終的にはどのくらい上がるかわかりませんが、金額的には微々たる数字になってくるんじゃないかと予測されるわけですが、実質は相当の被害がある中で、もう少し何とか支援ができないのかなというのが実情でございます。その点、3月の補正を今考えておるというふうなことをおっしゃっていただきましたけれども、具体的にその点、どの程度の嬉野市としての持ち出しを予定されておるのか、その点お伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、県独自の支援策というのを今発表されておるところでございまして、それにどの程度適用できるのかということで、今調査統計等をやっておるところでございまして、そのほかに具体的に嬉野市として上乗せして支援ということは、今のところは検討しておらないということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

上乗せは検討していないというふうなことでありますが、12月補正で上がっております10%ということは考えておられるのか、再度お伺いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる共乾の施設についての補助ということで10%ということでしょうか。それはお答えしたと思っておりますけれども、その予算で計上していると思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

ライスセンター、それからまた、お茶の樹勢回復という点においては、10%程度じゃなか

ったろうかというふうに思っております。

担当部長にお伺いしますが、今の私の先ほどの3月補正の中で、市長の方から何とか対応策をしたいというふうなことでありますが、その点の市独自の額、パーセント、その点はどのように計画されておられるのか、部長の方からお願いします。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

御質問の台風13号によります被害につきましては、御発言のように農作物被害、大きく出ております。この被害額は大きゅうございますが、今回、県が発表いたしました支援策について、いろいろやはり採用条件がありまして、被害額としては把握しておったわけですが、この県の補助の採択になるのか、なかなか厳しゅうございますので、今回の補正に間に合わなかったわけでございます。

それで今回お願いしておりますのは、共同乾燥施設につきましては、共同の施設であるということで、従来もとっておられました施策にも基づきまして、市単独の10分の1の上乗せを考えておりましたが、あとの園芸作物、そのような被害につきましては、これが個人さんあての支援ということになりますので、これは現在のところ、上乗せも考えていませんし、また、県の採択要件に合う金額がどのくらいあるかというようなことも把握できずしておりますので、予算的に3月補正額の必要額も見込みも立っておられない状況でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

園芸関係になりますと個人的な要素になるということで、出せないというふうなことだと今理解をしたわけですがけれども、これは個人的と言う前に各部会、組織がございます。その中で、こういうふうな災害時には各おのおのの部会が団結されて対応されております。そういう意味からも、これは自助努力をしながら、そして、その部会組織と一体となって回復作業をやっておられるわけですね。そういう観点からも、突っぱねたような、もうそんなことは出ないよということじゃなくして、今までかつてない災害なんですから、こういうときにはお見舞い程度の金額的には支援をすとか、そういう姿勢があってもいいんじゃないかなあというふうに思うのでありますけれども、再度その点どう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、今回、県の支援策が発表されたわけですが、中身を見ておりますと、いろんなやはり面積要件、被害の内容等、非常に厳しいといいますが、その条件に合う被害を実際受けられた農家の方がどの程度おいでになるのか、そこら辺の把握もまだ現在の段階でできていませんし、また、この市の単独の上乗せについても検討する余地もないかという御発言でございますが、全体的なことを把握した上でないと検討もできない状況でございますので、これにつきましては、近隣の市町との足並みも見まして、研究させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

災害の程度そのものがまだ把握できていないというふうなことで、ぜひ御配慮いただいて、期待にこたえていただきたいなというふうに思います。

そして、公共施設の対応策として、早急に回復しなくてはいけないというふうなことで、専決の中でしていただいたというふうに思っております。それはそれとしまして、今回の激甚災害指定における、激甚災害指定を受けますと、いろんな手立てが出てくるというふうなことだと思えます。それで、公共施設等への特別な財源援助額といいますが、そういうふうなものがあると聞いておりますけれども、そういう該当がしたのか、該当しなかったのか、その点はどうなんですかね。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、今回の激甚指定につきましては、11月15日に交付されたばかりでございますので、それに対応する、要するに一般的な補助率のかさ上げとかいう制度的な内容はわかっておりますけれども、まだ私どもがいわゆる公共施設等で受けた被害等につきまして、そういうものが例えば、農地あたりがどうかかわっていくのかということにつきましては、まだ時間がなくて検討できておりませんので、今後調査をいたしまして、激甚災害の指定について可能性があれば申請をしていくと、こうなると思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

なるべくこの指定を受けた以上、嬉野市としていろんな災害の重きを公共施設等にもいろいろと考慮されているようでありますので、その点もぜひ申請していただいて、一つでもいい方向に結びつけていただければというふうに思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策について、再度質問をしたいと思っておりますけれども、9月議会でも質問させていただきました。本当に今回の農政改革の中で、19年から始まるわけでありまして、この農政改革の3本柱と位置づけられる一つでありますけれども、この米政策改革と品目横断的安定対策、そしてまた、今質問をしております農地・水・環境保全向上対策、この三つの三位一体としてこれを取り入れて、今後の嬉野市の農村集落の活性化に必ず結びついていくものだというふうに私は認識をしておりますけれども、そういう中で、市長としては大いに推進をしていこうというふうに申し込んでいただいております。

ただ、財政的にどうなのかなというふうな一抹の不安も感じられておるようでありますけれども、その点は新聞報道、あるいはいろんな関係機関の中で、その点は一番問題であるというふうな全国的に指摘が上がっておりまして、これは農水省の各省庁との協議の中で何とか詰めていきたいというふうに報道もされております。

そういう中で、嬉野市として11月15日までに手を挙げていただかないと4月からの申請はできないというふうなことをちょっとお聞きしておりました。今、21地区の御希望があるというふうなことで聞いておりますけれども、今後、来年3月か4月でしょう、正式な申請の段階になるのは。それで、今21地区なんですけど、あと、まだ加入してやっていきたいと、協定を結んでやっていきたいというふうな要請が再度あったときには、これは当然受け入れるべきだと思います。その点、11月15日が過ぎたからもうだめですよというふうなことになるんですか、いかがですか。まず、1点目から。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

今回の農地・水・環境向上対策事業につきましては、もう農業新聞等では、ことしの早い時期に報道をされておったわけですが、私たちが県の説明を受けましたのも、大分遅くなりましてからでございます。それで嬉野市全体としまして、行政嘱託員の皆さん、生産長の皆さんに御説明を申し上げましたのが10月20日で、一応県の方から11月いっぱい希望地区をまとめてくださいということで、私たちは15日をめどに取りまとめをしておったわけですが、最終的にはまだ役員会にも来てくださいというようなこともございまして、11月31日に取りまとめをしたのが先ほどの21地区でございます。

これは説明を申し上げる席でも申し上げたんですが、非常に私たちもこの制度の詳細が不

明な点があつての説明でございましたので、不安を持っておりますというふうなことでも説明したわけですが、その席上で県からの指導と申しますか、あつたのがこの共同、この制度は1階部分、2階部分と言われる部分があるわけですが、1階部分の取り組みにつきましては、最初から取り組んでいただかないと途中から参加したいということはちょっと無理ですよというふうな県の指導をいただいて、そのことで皆さん方にもおつなぎをしてきております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

11月15日までに受付を手挙げをなささいということやったわけですが、県の方には11月30日まで報告をしなくちゃいかんというふうなことで今おっしゃいましたけれども、私が先ほど申し上げておりますように、まだ今から再度この事業に取り組んでいこうというふうな地域があつたときにはどうされますかと、受け付けますかと私が申しておりますので、その点いかがですか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今、希望をとっております地区について、これが詳細が決まるのがやはり来年の3月ぐらいになるだろうと思っております。いろんな交付金の使途要件とか、いろんな加入条件とか細部にかかわってくるのがその時期になるかと思ひます。現在、21地区の方が手を挙げていただいておりますが、一応3月までにある程度意思表示をいただければ、私たちが追加として県には要望してまいりたいと思っております。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

ぜひそのように対応していただきたいというふうに思ひます。

この対策については、その地域によって、いろんな状況、あるいはこの要件をクリアできるのかというふうな不安というふうなこともあります。そこで、冒頭申し上げておりますように、やはり今後の嬉野市の農業、発展、推進には、振興には、やはりこの三つの事業を取り入れた中にどうしてもやっついていかないと、恐らくたちおくれていくんじゃないかというふうな危惧をするわけでございます。それは内容は確かに大変であるわけですね。今から取り組んでいくわけでありましてけれども、本当に皆さんの地域住民の皆さんの総意がなければ、

なかなか理解がなければやっていけないというふうな事業でありますので、本当に大変であります。

なおかつ、そのことが基盤、基礎になって、農家の経営安定が上乘せされるというふうな、非常に二重構造になっておるこの事業でありますので、特にお互いの理解が必要になってくるといふふうに思うわけですよ。そういうことで、この事業推進、また確立していく上においては、今後の指導も十分に御配慮いただいて、やってもらわんとなかなかこの事業に対して各集落では大変じゃなからうかというふうに思うわけですよ。その点、そういう指導していく計画があるのか、どうされるのか、その点いかがですか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回、説明会を、多いところでは同じ地区に全体の説明会、役員さんへの説明会、また総会での説明会というふうな、3段階ぐらいで地域に出向いたところもございまして、その上で、熟慮をされた上で、今回のこの対策事業に参加を決められたものと思っておりますので、先ほど追加で希望があった場合はどうされるかという御意見もございましたですが、熟慮された上で今、もう不参加を決められた地区もあって、もし新たに参加をするという地区があっても、1カ所か2カ所程度だろうということで考えております。

これは、県が予算組みをする上でも参考にしたいということで、参加集落数と地域を固めて報告をしております。これが大幅にふえるということになれば、ちょっと私たちも予想外ということで、何のために期限を区切って参加希望を調査したのかということになりますので、これから先、新たには実際制度がわかってきましたら、参加の意思を表示されておる地区につきましては、こういう制度で交付金の使い道はこういうことに限られましたとか、こういう制度になりましたというふうな説明を申し上げたと思えますけれども、拡大策ということについては、今後また内部でも県とも調整した上で、考えたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

私が申しておりますのは、それは15日までに手を挙げてくれと言われた。実質1週間程度ぐらいしかなかったと思えますけれども、その中で各集落、あるいは地域で話し合いをされておると思えます。しかし、この内容を見ますときに、ああ、確かにやっていかんばいかなのうというふうなことでありますが、内容が非常に込み入っておりまして、短期間では恐らく15日までに100%の内容が理解できていないというふうに思っておるわけですよ。そう

いう中で私が言っているのは、来年の3月までぐらいに結局、申請の取りまとめを、申請をする段階で書類をつくっていかねばならないと、そのお手伝いができますか、どうかと私は申し上げておるわけですよ。それもできんとすれば、余りにもひど過ぎます。結局、嬉野市の農政に対して執行部はどのような考えを持っているのかなというふうに危惧してなりません。いかがですか、その点。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

深村議員の御指摘でございますけれども、ただいま報告にもございましたように、21地区の参加というふうなことで、今希望を募って挙げておるところでございます。

御指摘のように、制度的にもなかなか農家の方に周知が難しい点がかなりございます。

この計画でございますけれども、まず規約をつくったり、活動計画をつくったり、協定を結んだり、いろんな作業が出てくるわけでございまして、そういうふうな中で、なかなか農家の方、そういった点はなかなかピンと来ないという面がございます。もちろん、私たちも今、議員御指摘のように、指導をどうするのかというようなことでございますので、そういった中に入っていきながら、地域でどのような形でこれに取り組むかといういろんなタイプがございます。そういうふうなタイプを紹介しながら、地域にマッチした取り組みをしていただくようなことでどんどん地域に入って、協定の作り方とか、そういったものに一緒になって作業にかかっていきたいというふうに思っております。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

それが本当の姿だろうと思うわけですよ。ぜひこれはこの事業にかかわらず、来年から始まります3本柱の中で集落営農のこともございます。役所と農家側と本当に今、大変な時期に来ておりますけれども、何とかクリアをして、先の見通しをつけたいというふうに思うわけでございますので、非常に忙しい中であると思います。しかし、その努力の成果が必ず出てくるというふうに思っておりますので、ぜひ御協力方々御支援賜りたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、道路問題の国道498号について、再度お伺いをしたいと思います。

この498号の問題につきましては、非常に旧塩田町の時代から本当に大変な問題でもありますし、重要な位置づけとして私たちもとらえてまいりました。この庁舎の位置もバイパスの計画を策定されて、こうして町裏のバイパスとしてできておりますけれども、これが完全な交通体系の姿ではないというふうに思っておりますし、県の方からも塩田のかかわる状況については、いろんな指摘もあっておりますが、そうしてまた構想もあってありますけれ

ども、なかなか思うようにいかないというのが実情だろうと思います。そういう中で何とか交通安全対策については、刻々と進められてきておるわけでありませう。

先ほど来、私も申し上げておりますが、これはもうずっと長年のことであったわけでありませうけれども、下久間から町分区のこの歩道の問題も着々と整備をなされておりまして、非常に安全対策の面で進んでいるというふうに思っております。しかし、この国道498号の塩田の幹線道路として、今後もっともっと重要な位置づけで鹿島から武雄のインターを繋ぐ路線ですので、今後十分にこの整備をしていただきたいというふうに思っております。

市長の方からも、先ほどいろんなバイパスの関係も抜本的に考えていく必要があるんじゃないかというふうに申し述べられておりますけれども、私もそのように思っております。しかし、いろんな今の段階では、打開策が見えないというか、まだ見えておりませう。そういうことで、我々としては、今既存の状況の中で何とか歩道の整備、あるいは道路拡幅の整備を進めていただきたいというふうなことで申し上げておるわけで、ちょうどこの五町田から下川原から大牟田地区につきましては、以前も箇所箇所に整備をしていただいております。そしてまた、それに伴う計画として、ずっと申し上げておったわけでありませうけれども、いろいろといろんな地元との協議の中でも行き詰まった点もありました。しかし、継続的に進んでいるものというふうに私は認識しておったわけでありませうけれども、その点、なかなか進まないもので、今回再度取り上げて御質問しておるわけでありませうけれども、今の時点で498号の整備計画を具体的にどのように計画をされているのか、上がっているのか、その点、もう少し具体的にお聞かせ願いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

国道498号の整備計画ということにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、以前から御努力がなされてきたわけでありませう。また、県との協議の経過も聞かせていただいております、承知をしたところでありませう。議員御発言のように、進捗していないというお話もございましたけれども、実は伝建地区の指定に伴いまして、いわゆる道路の調査でまた、当該地区の調査等も入ったわけでありませう、それで一応工事のいわゆる全体的なレイアウトといいますか、そういうものが中断をしておったところが正直なところではないかなと思っております。

それで、昨年12月にこちらの方が伝建地区と指定されました後、そしてまた状況も変わってまいりまして、実は県の方といたしましても、先般国道事務所との協議を行ったわけでありませうが、市、また地元としての意向をやはり正式に伝えてほしいというふうな御要望も

あったところでございまして、そういう点でこれからやはり私どもの考えを正式に伝えていって、推進方について、強く要望していかなければならないと、そういう時期であろうというふうに理解しております。

また、県の方も、この498号の整備につきましては、以前からの課題でございますので、何とか取り組みをいたしたいという意思是示していただいておりますので、県との協議を進めていく中で、いわゆる中断しておる状況からこの嬉野市の方がどのように考えていくのかということ在地元の方と協議をして、そして明示をして県の推進方を依頼していくと、そういう時期に当たっているというふうに思っておりますので、また土木事務所とも連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

最後に、一番大事なことだろうと思いますけれども、この塩田の、結局今の状況では、どうしてもいけないというようなことで、バイパスの関係で、どのようにバイパスを計画するのかと、いろんな話を聞きます。下久間町分区の今の状況なんです、ここをまず第1にミニバイパスをつくったがいいんじゃないかなというふうな、地元の要望だろうと思いますけれども、その点、そしてまた、大きく真崎地区の方から塩田を越えて下久間地区に入るバイパスというふうな構想も以前からあったわけですが、その点、このバイパス問題については、両方というようなことは、これは到底あり得ないだろうというふうに考えるわけですね。その点、今の下久間地区あたりの期成会ももちろん活発にやっておられますし、今後の構想として、市長はどうしたら一番いいだろうかというふうなお考えを持っておられるのか、最後にそのことをお聞きして終わりたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆるバイパスの話が出ましたけれども、私も以前、そのバイパスの話があったということは、承知をしております、しかし、それはまだ確定をしておらないというふうに理解をいたしております。その以前の段階で、現道拡幅かバイパスかとかいうことの、いわゆる意見の集約ができなくて中断しておるというのが今の状況だということ先ほど説明したわけでございまして、また進んでいけば、バイパス案ということも、ミニバイパスといいますが、そういう話も出てくるんじゃないかなと思っております。

しかし、私、最後にお答えしましたように、それもですけれども、もう一つやはり、以前

からありますように、高規格道路という、そこに看板が立っておりますけれども、いわゆる武雄と塩田、鹿島をつないでいく県南西部の道路網ということにつきましては、すべての条件を含めて、やはり抜本的に考える方法もあるのではないかなというふうに今思い当たっておりますのでございまして、そういう点も県の意見等も聞きながら詰めていければというふうに思っておりますのでございます。

そういう点でその498号の整備とあわせて、そこらもどのように処理をしていくのかということが課題としてあるというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

深村議員。

15番（深村繁雄君）

そのようなことで498号のこの事業につきましては、本当に嬉野市の将来を左右する大きな問題でもあると思いますので、ぜひ真剣に取り組んでいただいて、この嬉野市の発展につないでいただきたいというふうをお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで深村繁雄議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで3時25分まで休憩をいたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。

20番山田伊佐男議員の発言を許します。

20番（山田伊佐男君）

20番山田でございます。傍聴の皆様におかれましては、大変御苦労さまでございます。今回、簡潔に質問いたしたいと思っております。地域コミュニティの醸成について、いじめの問題について、そして市の補助金制度について、この3点についてお伺いをいたします。

まず、地域コミュニティの問題ですが、今後のまちづくり計画の中で、地方分権に対応した地域づくりとして、住民自治活動の推進を積極的に行うことになっております。先般の6月議会において、地域コミュニティ審議会設置条例が制定をされました。今後、地域コミュニティ区域を決定をし、地域コミュニティ協議会が設立され、コミュニティセンターが設置されると思っております。

しかし、全市一斉にこの事業を推進することは、私の判断では不可能だというふうに思っております。その根拠として、先般、実施されました市民意識調査の中でも明らかになりま

したが、コミュニティーを醸成する区域の規模については、多くの市民が区を最小のコミュニティー地域と望んでいるわけであります。唯一、小学校区を最小のコミュニティー地域とするとの意見が多かったのが、大草野地区の59歳以下の市民が望んでいると結果が報告をされています。特に、現在、各行政区の指導的立場にあられます60歳以上の方は、区を区域と考える人が34%、旧町が区域と考える人が16%、小学校区が区域と考える人が14%となっています。

以上の結果から、多くの市民の皆さんに、地域コミュニティーを理解徹底させるには時間と労力を要するのではないかと考えています。調査結果を分析しながら、モデル地区を選定し、この事業の推進を図るべきだというふうに思います。

モデル地区を選定した場合、モデル地区から除外された行政区に対する対応をどのようにするかが課題となるわけですが、私は各行政区独自で工夫した事業を支援する交付金制度を対象外の地区も創設して、そして後の区域を拡大したコミュニティーの醸成に結びつけるべきだというふうに考えておりますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、いじめの問題について、教育長にお伺いをいたします。

いじめを苦にする内容の遺書を残し、福岡県筑前町で中学2年の男子生徒がみずからの命を絶ちました。マスコミの報道と連鎖するように多くの子供たちが命を絶ち、社会問題化しているところでございます。

多くの教育委員会が実態調査を実施した結果、学校からの報告は、本年度の4月から9月までの報告の7倍、8倍以上となっていると報道をなされているところでございます。結果として、福島県、和歌山県、宮崎県に見られましたように、県のトップの不祥事と同じく、いじめ問題も自殺など深刻な事態となってあらわれたのは、氷山の一角であると断言できると私は思っています。

本市においても、当然のことながら、調査を実施されたと思いますが、その実態を明確にさせていただきたいと思えます。

次に、全国の各教育委員会は、今後のいじめ対策として、保護者からの相談、学校からの支援の要請など、緊急事態に備え、プロジェクトチームの結成や、子供たちを対象にした人権教育、電話相談体制の充実や、学校、教育委員会、保護者、地域住民の関係機関が連携して、緊急事態に対処できるネットワークの再構築等々対策が具体化しつつありますが、本市においては、どのような対策を講じられるのか、教育長の御答弁をお願いいたしたいと思えます。

最後に、市長に市の補助金制度についてお伺いをいたします。

補助金については、御存じのとおり、すべての市民が享受しているわけではありません。限定された組織、団体、個人に、公益上必要がある場合に補助がなされていると考えています。では、公益上とは何か。公共の利益になる場合と解釈できるわけでございますけれども、

今日、多くの自治体では、予算に占める割合が高くなっていることにかんがみ、見直しの傾向が強まっています。その見直しの基準は、公益上必要があるのか、あるいは補助目的が達成されているのに、補助が継続的に行われていないか等々、シビアに検証がなされていると私は聞き及んでいるところでございます。さらに、補助金を受け取る側も、当たり前という甘い認識がないのか。補助金は税金が投入されているという認識が欠落していないか等々、検証する必要があると考えています。

今日まで厳しい財政状況を理由として、一律5%カットを実施されてきましたが、根本的に見直す時期だと考えますが、市長のお考えをお示しいただきたいと思えます。

最後に、市が補助金等の交付により実施しようとする多様な行政目的を、確実かつ効率的に達成するため、補助金等の基本的な考え方、評価等について定めた、仮称「補助金交付チェック条例」の制定は考えられないか、お伺いをいたします。

以上、3点について御答弁をいただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

20番山田伊佐男議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、大きく3点ございまして、1点目が、地域コミュニティの醸成について、2点目がいじめ問題について、3点目が市の補助金制度についてでございます。

2点目のいじめ問題につきましては、教育長へのお尋ねでございますので、教育長の方からお答え申し上げたいと思えます。

まず、地域コミュニティの醸成についてお答え申し上げます。

高齢社会、少子社会の到来とともに、地域のつながりが希薄になる社会が到来しつつあります。核家族の増加や産業構造の変化なども原因の一つと言われております。これからの地域社会は、議員御発言のように、地域コミュニティを醸成することが肝要であります。私は、コミュニティの基本は、つながり、結び合いを深めることと考えております。それぞれの個人が地域における存在価値を理解していただき、役目を務め、結びつきを深めていただくことが必要と考えます。また、市民の方々と行政など関係機関が対等にあることとして立場を理解し、地域を構成することが求められます。今回の合併を機に、地域コミュニティの組織づくりを進めておるところでございます。現在、佐賀大学の長教授の御指導をいただき、計画策定に取り組んでおります。この中でも地域の住民が地域のために役目を持っていただくことが重要であると考えております。地域での役目は、さまざまなものがあります。いろいろの機会をとらえて、地域づくりに御参加していただける計画をつくってまいりたいと考えております。

議員御提案につきましては、組織に予算を組むのか、また個人まで波及できるのか、課題

はありますが、地域コミュニティ組織には予算は必要であると考えておるところでございます。

次に、補助金の削減についてお答え申し上げます。

地域の活性化に市内それぞれの組織団体が活動を続けていただいております。事業展開については、自助努力が第一であります。より幅広く活動を継続していただくよう、補助金を予算化し利用していただいております。しかしながら、市の財政事情が厳しく、毎年削減を継続させていただいております。補助金交付の段階や決算などについては、厳格に確認し、適切な御利用をいただいているところでございます。それぞれの団体、組織におきましては、十分とは言えないと思いますが、現在の財政事情を理解していただきたいと思い、説明を行っております。年度当初には、担当が調査を行い、補助金の必要性について精査をいたしております。次年度につきましては、今年より厳しい状況での予算組みになりますので、御理解をいただきたいと考えております。

次に、補助金チェック条例についてでございますが、事業評価が進むにつれて、当然、議員御提案のシステムも検討されるものと思います。すべて予算化して補助するわけでございますので、議会のチェックをお願いすることになりますので、チェック機能は稼働していると考えております。しかしながら、予算編成時点で、ある程度公平に市民の皆様と専門家により、補助の適正について御検討いただくシステムは、導入できるのではと考えております。

いずれにいたしましても、行政評価制度の中で取り組んでいかなければならない課題であると承知をいたしております。条例化につきましては、予算承認議決との関係もあり、慎重に取り組むことが求められる課題と考えておるところでございます。

以上で山田伊佐男議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

いじめ問題について、答弁をいたします。

いじめとか問題行動、不登校につきましては、毎月、学校より実態を報告するようになっておりました。特にいじめ、問題行動につきましては、そういう案件が発生をした場合には、市になりまして、指導主事も配置していただいておりますので、すぐ学校を訪問いたしまして、対応をしておるとというのが現状でございます。

毎月のいじめ調査では、10月までゼロ件ということで報告をなされておりました。しかし、今回、こういういじめ問題が発生をいたしましたので、再調査をいたしまして、各学校、前にも申し上げたとおり、指導主事を派遣いたしまして、私が訪問いたしまして、いじめの実態を把握して、いわゆるいろんなトラブル、事件等の再確認、再調査をしたところでございます。そうしましたところ、いじめと判断することが適切であると考えられるものが数件ありま

したので、早期に対応をして、現在解決を見ておるところでございます。このことは、学校がいじめとしてのとらえ方が不十分であったというふうに理解をいたしております。前の議員の質問にもお答えいたしましたけれども、いじめの判断というの大変難しい面があります。それで、最終的にはいじめの判断というのは、該当の児童・生徒がいじめられていると感じておれば、それは単発的なものでもいじめであると判断することが望ましいという視点に立って実態を把握するように、これからは努めたいということで指導をしておるところでございます。

2点目のいじめ撲滅のために、今後どのような対策を講じるかという質問に対してでございますが、これまでもいじめ対策につきましては、予防策、対応策ということで地道に取り組んできております。このいじめというのは、急に発生するわけじゃありませんので、これが少しずつ発生をしていって、それがたまってああいうふうな大きな痛ましい事件となるわけですので、常時、このいじめにつきましては、対策を、予防策を講じていかなければならないわけです。それで、今回、こういうふうな事件が発生したからと言いまして、改めて何か予防策や対応策を一新しなければならないということは私はないというふうに理解をいたしております。ただ、有効な新しい方策があれば、それは取り入れていながら、これからも日常的に地道に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それで3点考えております。考えておるといよりも取り組んでおります。

それは、1点目はいじめの防止、早期発見への取り組みの徹底ということでございます。前回まだ取り組みとなっておりました。これを徹底するというところでございます。これは指導主事等を学校に派遣をいたしまして、徹底を図りたいというところです。2点目は、指導体制の充実ということで、これは各学校にいじめ対策委員会というものを立ち上げまして、そこでいじめについての教職員の共通理解、それから保護者等との連携、それに地域との連携等の検討をして、学校として対応していくということでございます。それからもう一つは、相談体制の拡充でございます。教育相談員、それから子供教育相談員とか、スクールアドバイザー、あるいはスクールカウンセラー等のこの相談活動の充実を図っていききたい。特にこの相談活動というのは、かなり悩んでいる子供たちに対しては有効な方法であるということが報告等から明らかになっておりますので、これからこの点は拡充を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

とにかくこのいじめの解決のためには、児童・生徒と教師、それから保護者と教師、それから児童・生徒と保護者、それに地域と、それぞれが信頼関係を持って対応することが一番ベストな方法であると思っておりますので、そのようなことも視野に入れながら取り組んでいききたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

どうもありがとうございました。再質問いたしたいと思います。

まず、地域コミュニティの醸成についてでございます。

御答弁いただきましたけれども、地域コミュニティの醸成については、今後、具現化するというふうに思いますけれども、まず関連する質問をさせていただきたいと思います。合併協議会の中で議論をされて今日まで来たわけですね。地域コミュニティの区域については、市長、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

合併協議会の中で、地域コミュニティの議論とともに地域審議会の議論があったというふうに思っておりますので、地域審議会を設けるか設けないかという議論の中で、2町による合併でございますので、その片方がどうこうということじゃなくて、均衡ある発展が図られるということを見越しまして、地域審議会は設置しなくて、地域コミュニティをつくっていこうということで決定をしたわけでございます。

その地域コミュニティというものにつきましては、地域審議会の性格とは違うわけでございますので、やっぱり一つの単位として、協議の中で出てまいりましたのは、小学校区単位ぐらいで結成をした方が、組織的にも安定しますし、また将来的にわかりませんが、人材の問題とか、また活性化の問題とか、そういうものを踏まえていったときには、一つの単位としては、小学校区単位ぐらいが適切ではないかというふうなことがあったと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

担当課で18年10月に、いわゆる調査結果報告書ですね、地域コミュニティに関する意識調査をされているんですけども、市民の方は逆の傾向を示されているわけですよ。校区単位というふうに市長はお考えですけども、単独調査の結果を見れば、区単位というふうな形のアンケート調査結果なんです。市長としては、従来どおり、合併協議会で協議した大字ごととか、あるいは校区ごと、こういう方向にいかれる予定、やっぱり市民の方をこれからいろんな説得をするというか、PRをして、そういう形に持っていかれるつもりでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今現在、審議会等で検討中でございますので、断定的なことは申し上げられませんが、いろいろな意見があるというのは承知しておりますし、また調査報告書も私も見させていただいております。そういう中で、いろいろな考えもあると思いますけれども、この地域コミュニティというあり方ということで考えていって、本当に活性化していった場合に、どのような形が理想的なのかといえますのは、以前からもありますように、例えば、大草野小学校区あたりでは、校区単位で動いていただいておりますので、そういうものが実現できれば、やはり小学校区単位ぐらいが一番いいんじゃないかなというふうに考えております。ただ、校区単位でも大小ありますもんですから、そこらについて、これから調整をしながら話が進んでいくんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

コミュニティの区域なんですけれども、調査結果、先ほど言いましたとおり、さまざまであるわけですね。轟小学校区については、やっぱり従来の不動地区、あるいは上岩屋、下岩屋、湯野田と、こういう区域になってくるわけなんですけれども、そういうところには、今までのいろんな行事の関係とか、そういうことを考えるとすれば、やっぱり分けて区域を決めていくという方向が、例えば、その地区から協議する中で出てきたとする場合、市長としては、その地域の声を尊重されるという判断でよろしゅうございますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

地域コミュニティのあり方というものにつきまして、やはり全市、ある程度共有した意識でもって取り組みをしていただきたいと思いますので、一つの方針を示してやっていくと思います。しかし、その地域コミュニティの中での動かし方というのは、それはもう先ほどもお話ししましたように、独自性を持って、またもし予算が必要であれば、予算も議会にお願いするわけでございますので、その地域コミュニティの中でのあり方というのは、独自にまた考えていただいてもいいと。それがまた活性化することによって、その地域全体が力を持っていくというふうに考えておりますので、すべての地域コミュニティが同じようなことをやらないかなというのは決まってないわけでございますので、そこらは柔軟に考え

られるのじゃないかなと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

次に、地域コミュニティーセンター、この設置というものについてですけど、市長の頭の中には、何年度ぐらいからモデル地区を選定されるのかわかりませんが、考えておられるのか。

それともう一つは、当初私どもが合併の特別委員会の中で説明を受けてきたとは、いわゆる地域コミュニティーセンターをつくって、そしてその中に常駐の職員を置いて、そしてさまざまな区域の要望、要求、こういうものを市に上げていくというような体制の説明をされたわけですね。その地域コミュニティーセンターでは、いわゆる住民票も取れますということで私どもは今まで聞いてきたわけですね。そういう説明を受け、だから地域審議会はつくりませんよということであったと思うんですけども、それについて、やっぱり変化が起きているのでしょうか、それとも従来の私どもが説明を受けた方向でいかれるのでしょうか。そこら辺についていかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

全体的にまだ計画として煮詰まったわけじゃないですので、先ほど言いましたように、断定的に受けとめられていただくと困りますけれども、私は以前説明を申し上げたとおりでございます。そういう施設をいつつくるかということは別にしまして、地域コミュニティーの核となるようなスペースは必要でありますし、そのスペースで一応の行政サービスまでできるような形になっていった方がいいというふうに考えておりますので、そういう点は、以前お話をした時点と変わっておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

私の記憶が定かではないんですけども、いつかの委員会の中で、常駐の職員は置かないというのをちらっと聞いたような気がしたもので、こういう質問をさせてもらったんです。

もう一つ、いわゆる審議会が設置をされましたね。これ確認なんですけれども、いわゆる地域コミュニティーの基本方針を策定するまで審議会が続いていくわけですよ。そうなる

と、その審議会の基本方針の策定というのは、これ18年度中で、いわゆる基本方針というの
はでき上がってしまうということで理解していいんですか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

地域審議会につきまして、7月に立ち上げをいたしまして、現在、協議をさせていただいて
いるところでございますけれども、19年の3月までには答申をいただくことでまとまってご
ざいます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

とするなら、あと3カ月ちょっとですよね。そういう中で基本方針ができ上がっていくと。
基本方針に沿って、いわゆる具現化してくるわけですよね。とするならば、ある程度のモデ
ル地区、あるいは地域コミュニティーセンターをできやすい何かの建物が今あると、こうい
うところが優先的にやっていかざるを得ないんじゃないかと思えますけれども、そこら辺に
ついて、再度御答弁をいただきたいんですけれども、基本方針が18年度できてしまうならば、
19年度ぐらいに、例えば、モデル地区をつくって、そしてコミュニティーセンターが設置さ
れるというふうにはできるんじゃないかというふうに考えますけれども、その辺についてはい
かがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

19年度のことで、まだ具体的には煮詰まっておりますけれども、やはりわかりやすい施
策の展開ということになりますと、モデル地区の指定をして、そこでいろんなことを、私ど
もも研究させていただきたいと思えますし、またほかの地域の方への振興プラン等も見えて
いただくということもできるんじゃないかなと思えますので、モデル地区を選定して、そして
そこでまず実験的にやらせていただくということは考えられると思えます。

以上であります。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

市長にもう一回お伺いしたいんですけれども、では審議会の役目、先ほど言いましたモデ

ル地区の選定まで審議会が決定するのか、いわゆるコミュニティーセンター設置も一緒ですけども、そこら辺については審議会は踏み込まないというふうに判断していいんですか。市長の判断ということで理解していいでしょうか。どちらですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

一応、どこをモデル地区にするのかというのは、私の判断でできるんじゃないかなと思っています。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

地域コミュニティーセンターの設置についてですけども、これはやっぱりモデル地区をぜひ選定をしていただいて、何も大草野地区をと言いませんけれども、ぜひ早急に立ち上げていただきたいということを要望しておきたいと思います。

私がちょっと質問通告書の書き方が悪かったんですけども、一応私として考えたのは、地域コミュニティーセンターができ上がってくると、ここに例えばと書いておりますけれども、こういう事業がそのコミュニティー区域で発想されてくると思うんですよ。それについては、このまちづくり計画の中でも明らかにされています。交付金制度で交付していきたいと。いいんですけども、いわゆる第1回目の質問で申しましたように、いわゆる区域外、コミュニティーセンターができない外というのが出てきますよね、モデル地区を選定したならば。その地区についても、コミュニティーセンターができ上がった地区と同様に交付金制度等々については、考えられますか、られませんか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そのモデル地区の云々というのは、まだ具体的には計画はしておりませんので、話はできないわけですけど、いろんな事業につきましては、今の段階でも申請等をいただければ、制度としては組めるわけでございますので、後ほどの補助金にもかかわってまいりますけれども、私の担当課の方でヒアリングをして、いろんな事業をこの地区で起こしていくということについて、どうかということやはり予算面で審議していけばできるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

山形県の金山町、市長も十分御存じだと思います。ここは全国で初めて、いわゆる情報公開制度ができたところですよ。ここをちょっと調べてみたら、やっぱり40年前に地域コミュニティの醸成ということで、各行政区がいろんなアイデアを出し合って、そして市に申請をすると。市が認めたなら交付金制度、交付金がぼんと落されて、いろんな事業をやっているわけですよ。こういう部分を、極端な言い方すれば、40年前から金山町は行っていることを、嬉野市はこれからやるということになるわけなんですけれども、先ほど申しましたように、いわゆる選定区域外についても、ぜひこの手法を取り入れていただきたいなということを希望しておきたいと思います。ちなみに、金山町においては、やっぱり行政区の交付金によって地域の自主性の確立ができたということで、非常に住民自治というものが発展をしておりますので、こちら辺については、ぜひ考慮をしていただきたいと思います。

次に、いじめの問題に移らせていただきたいと思います。きょう、もう4人目ですので、教育長にはいじめにならないように質問をいたしたいと思います。

まず、いじめの問題ですけれども、いわゆる教育長の答弁では、毎月実態を報告があっていると。10月までゼロ件であったと。問題が発生して、数件のいじめの実態というものが教育委員会に寄せられたと言いますけれども、その数件というのは何件でしょうか。答えられたら、お教え願いたいと思います。

教育長（池田 修君）

余り詳しく申し上げますと、個人情報とも関係しておりますので、申し上げられませんが、数件は数件でございますので、3件ぐらいだというふうにとらえていただいていた方がいいと思っております。

20番（山田伊佐男君）

3件ということは、ほかの自治体とすれば非常に少ないと思うんですよ。武雄市、鹿島市でもうん十件というのが上がっているというふうに報告を受けているわけです。いじめの把握の方法なんですけれども、どのような形で嬉野市の学校は把握をされているんですか。

教育長（池田 修君）

これは先ほど申しあげましたように、最初の段階では、やはりいじめの規定どおり、いわゆる自分より力の弱い者に対して継続的に、そして一方的に、身体的あるいは精神的な苦痛を与えるような攻撃を加えるというのが、いじめであるということの判断の基準になっているわけですが、それを厳格に当てはめると、ほとんどの者がいじめに該当しなくなるわけですよ。それで、そういうこともありまして、私が指導をいたしますのは、単発的なもの

でも、受け取る側がいじめられたと心に強く衝撃を受けたものであれば、それはいじめとしてカウントをなささいというような指導をしておるところでございます。ただ、学校といたしましては、同じような言葉を浴びせられても、それがいじめであるというふうに受け取る子供と、そうでない子供とがいると。だから、その辺の判断の仕方が非常に悩むところだというふうなことがありましたけれども、それはいわゆる毎月悩み調査とか、あるいはいじめ調査とか、あるいは困ったこと調査とか、いろんな名称の違いありますが、そういうふうな子供の心の実態を把握することによって、把握してもらいたいというふうな指導をしておるところでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

例えば、恒久的にといいますか、数十年前にいじめ問題は発生しました。それから不登校問題が浮上してきたわけですね。その数十年の間、学校長でもあられたわけですが、いじめの把握のために、例えば、中学校で言えば生徒のアンケート調査等については、やっぱりずっと実施をされてきたわけですかね。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

各学校では、前に申し上げましたように、昭和61年にこの葬式ごっこというものがありまして、これじゃ生き地獄になっちゃうよというような遺書を残して、中学生の男子の生徒が自殺をいたしました。それから連鎖的にいじめによる自殺が相次いで発生をいたしました。ちょうど今のような状況になったわけです。それ以降、各学校では、いわゆるいじめの実態調査を毎月いたしておりますし、それから教育相談も前は3学期制でしたので、学期に1回ずつは1週間かけて実施をいたしておりました。現在は2学期制ですので、各学校、2回、中学校では実施をしているわけですが、そういうことで、実態把握には努めてきたわけです。ただ、そこでその生徒が自分の心を調査の中に書き込むか書き込まないかということにつきましては、いわゆる生徒と、それから担任の先生との信頼関係がどうであるかということが非常に強く影響しているというふうに私は理解をいたしております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ひとつ、いじめ対応マニュアルですね、これはたしか数十年前に議論になったと思いますけれども、ほかの教育委員会では、やっぱりそういうのをつくって学校に配付をして、そし

て先生がそれに沿っていじめの把握等にも努められた経緯、やってた教育委員会もあるわけですね。本市については、旧町の場合でもいいんですけれども、そういういじめ対応マニュアルというのは、やっぱり教育現場にちゃんとあったんでしょうか。そこら辺については、いかがですか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

各学校、ばらばらでありましたので、今回、その辺を統一されたものをつくらせていただきまして、そしてそれを配付して、それで調査をしてもらっているという状況でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

数十年前にいじめ、不登校が発生して、そしてこれはいかんということで、学校にいわゆるスクールカウンセラーを配置したり、あるいは総合学習というのを設けたわけですね。残念ながら、今回、中学生が自殺したところは、スクールカウンセラーも設置をされていた、心の相談の委員もあった。こういう状況の中でいわゆるいじめが発生をして、そして自殺に至ったわけですね。私はそこを思うときに、今日までのそしたらそのような対策が一部効果あったけれども、やっぱり一部は効果がなかったんだと。じゃあ、どうしなきゃいけないかという新たなもの、教育長は2回目の答弁で、一新はしたくないと言われましたけれども、それなりに方策は考えていかななくてはならないと思うんですよね。そこら辺について、教育長はどうお考えなのか。例えば、いじめをなくすために、じゃあ学校の現場でどういうことを今後、今までになかったことです。例えば、行おうと考えておられるのか、そこら辺、考え方あったらお答え願いたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、いじめる側に立って、いわゆるその該当者が自分はいじめたというふう感じたならば、それはいじめであると。その視点に立って実態を把握してください、そして相談活動に乗ってくださいというような指導をいたしております。

福岡県の筑前町のいじめによる自殺の件でございますけれども、詳しく調べてみますというと、大体嬉野市と同じぐらいの人口規模で、3万弱、2万8,000人ぐらいの町であります。そして学校も中学校が2校であると。そしていじめがあった学校には、一つの小学校から来

るのが9割近くであるというような学校でありまして、いわゆる小学校から中学校へと同じ子供が来ているわけですね。やはりそういう学校で往々にして、もう小学校のときから序列化ができて、すべての面で序列化ができて、そしてその中で、気づかないいじめというのが発生する可能性が非常に高いわけです。それは私はある学校に行って、そのことを痛切に感じたことがありますので、私の経験からそのことは申し上げているわけですが、だから、あそこの学校もそういうふうなことについて、いわゆる管理職も職員も気づかなかったということじゃないかというふうに私は思っております。ただ、小規模の学校だから安心だと、人数も少ないというふうな、いわゆる危機管理意識が低かったのじゃないかというふうにとらえております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

筑前町のことを言われましたけれども、私が求めたいのは、一、二例、例を挙げたいんですけれども、学校で今後どういうことを取り組むか。今日まで取り組まれた、いろんな資料を私集めたんですけれどもね。いじめや仲間外しのない学校づくり。一つは、三重県で、要するに数年前から実施されていることなんですけれども、いわゆるその小学校は、いじめとか、あるいは障害児に対する心ない発言がずっとあっていったということで、やっぱり教育のあり方を変えていこうということで、これちょっと読み上げますけれども、いじめをなくそうということで、児童が授業で話し合う場を設けて、多様な意見や考え方があることと、相手を認める大切さを教えることで、からかいやいじめのない学校を目指したと。

それはどういう方法をとられたかということ、教室は間違ふところだと。間違っているけども構わないから、意見や答えをみんなで出し合い、言い合う中で認め合っていくこと。こういう授業をされている。そして教室の机はコの字型にして授業を始めたということなんです。そういうことをやっているうちに、児童たちは話し合い活動の場を数多く経験したことで、自分とは違う物の見方、考え方があることを知り、他人の間違いを笑わなくなった。同時に、いじめや障害児に対する心ない発言も減っていった。その校長は何と言われるかということ、教師主導で進める授業ではなく、じっくり時間をかけてグループで話し合う授業方法を検討すべきだ。そういうことをやってきた。こういうことをじゃあ嬉野市の学校で、いじめとか多い学校で実質やってこられたのか、あるいは今後やる必要があるのかということなんですよ。

それともう一つは、これは佐賀新聞に載っています。山口の生徒会がいじめ追放宣言ということ、これは生徒会が中心になって集会を開いたわけですね。こういうことが、例えば、現状の嬉野市の学校の中でやっているのか、やってないのか。そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

先ほど申されました、いわゆる学校は間違ふところだとか、あるいはみんな違ってみんないいとか、そういうふうな文章につきましては、学校訪問をいたしましても、各学校の各学級の壁にそういうふうなことを書いて張ってある学級というのは非常に多いわけでございます。そういうことで、それぞれ個性があって、その個性を尊重しなければならないということにつきましては、かねてからの授業の中で取り組んでおられると私は学校訪問して、そのようにとらえております。

それから、各学校でいじめ等に関する、いわゆる生命尊重に関するところの学習などにつきましては、この間、11月5日には、嬉野市教育の日というのを設けまして、いわゆる生命尊重について、学校が教育活動を営んでいる様子を公開したわけでございます。そういうことで、これからはそういう面につきましても、継続して取り組んでいきたいと思っておりますが、小学校では総合的な学習の中で、いわゆる人権学習というのをやっておりますので、今度の11月5日も、そういう人権学習を公開した学校は数校ありました。そういうふうなことも見ていただければ、どういうふうなことが行われているかということは理解していただくのではなかろうかというふうに思っております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ずっと3人の方がいじめ問題について質問をされたわけですが、私が例を挙げたのは、やっぱりこういう中身的なものが何も答弁になかったもので、現実、先ほど二つ例を挙げましたけれども、こういうことを嬉野市の学校でやっているかというのをお聞きしたわけですが、

伊万里の校長先生が何を言われているかということ、アンケート調査をしたら、63%もある学年ではいじめが起きているというふうな、そういうデータが出たわけですね。これ緒方校長先生ですけれども、アンケート結果にショックを受けたと。生徒と心をつなげていきたいというふうな話をされておられるわけですね。先ほどのいじめの実態を聞いたら、数件だということですが、それは学校から見た場合の、教職員から見た場合のいじめの件数ではないかと思うわけですね。もう少し掘り下げていけば何倍でもあるんじゃないかというふうな気がするわけですので、ぜひ今後について、学校における、いわゆるいじめの実態の把握については、工夫をぜひしていただきたいというふうに思います。

教育長、これ御存じだと思いますけれども、いじめ防止へ点検票を開発ということで、もう御存じですね。教育新聞に載っています、実は、これ私もなるほどなというようなこと

を思ったわけですね。これについては、教職員の方が記入するように、自分の担任の子供たちを15項目の中に名前を入れてみると。そして学級への満足度ですね、学級生活に満足している子、満たされない子、不満がある子、不適應傾向のある子というふうに、実際そうなるかどうか、ある程度統計がとれるんじゃないかというふうに思うわけです。私が言いたいのは、新たなこういうものをいじめ対策マニュアルと同時に導入してみるというのは、教育委員会で導入できないのか。やっぱり学校長の判断が必要なのかですよ。こういう部分、やっぱり検討できないんですかね。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

その教育新聞に載っておりました、その記事につきまして、私も切り抜いて取っておりますけれども、大変おもしろい方法だなというふうに思っておりますので、これからそういうものも視野に入れて、よりよいものをつくっていくように努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

次に移ります。やっぱりつくづく新聞とかテレビを見てて思ったんですけれども、児童・生徒がいわゆる自殺をします。そして、いじめが原因と判明すると、マスコミを含めて責任を学校、そして校長となるわけですね。余りにも短絡過ぎるといような気がしてならないわけですよ。いじめられている子供は、家庭で必ずシグナルを送っているけれども、母親が、父親が、おじいちゃん、おばあちゃんが見過ごしているというのが実態、見抜けなかったということであるわけですね。要するにいじめ問題、あるいはしつけもそうなんですけれども、非常に学校に頼り切っておると、今ですね。先ほどから出ていますように、家庭での教育の充実、あるいは保護者との連携はもちろんですけれども、地域の力をかりるとか、俗に言われるわけですけどね。私一つ一つお聞きしたいんですけれども、教育委員会は、例えば、このいじめ問題が勃発してきた、この機会に、何か新たな、今までと違う部分はやっぱり考えておりませんか。例えば、今まで月例で1回していた教育委員会を、報酬に絡む部分がありますが、2回にするとか、そういう考えとかはありますか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

定例の教育委員会は、毎月1回実施をいたしておりますが、必要に応じて臨時的に教育委

員会開いております。それで、こういうふうな事件等が発生した折には、すぐ教育委員会を開いて協議をしているところでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

そういう中で、臨時に開設される、あるいは定例会もふやしてもいいと思うので、そういう中で、やっぱり新たないじめの対策というのをもう少し講じてみようかとか。例えば、地域の力をかりらないかなら、今地域は崩壊しているというところもあるわけですよ。子供の支援をしたり、あるいは地域の子供クラブないところもあるわけですよ。そういう崩壊しているところもある。じゃあ、協力できる行政区に対しては、アタックをしてもらって、地域で子育てをしていただくような対応をしてもらおうとか、こういうものができないか。それを教育委員会、あるいは校長先生も入れて議論してみるとか、そういうことがやっぱりできないのでしょうか。俗にこういういじめ問題、不登校問題が出てくると、学校・地域・保護者が連携してと、何千回と聞いた言葉なんですよ。そこら辺について、いかがですか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

総論ではそういうふうなことが三者が連携してということを言われますけれども、実際、具体論になりますと、じゃあ、どういうふうな方法があるかと、大変難しいところがあると私は思っております。だから、私は現在、教育委員会で考えていること、協議していることは、現在できる範囲で最大限のことをやろうと。例えば、点検項目を刷新しよう。今まではそういうふうな厳しい規定の中で見つめてきたけれども、今度はそのいじめられる側に立ったマニュアルをつくって、それで点検をしようじゃないかという、そういうふうな方策を今取り組んでいるところでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

例えば、学校においては人権教育がされていると思うんですよ。また、総合学習の中に生きる力をはぐくむという教育もされているわけですよ。これについては、教育長は学校を把握されていると思いますけれども、小学校、中学校で、1週間にどのぐらいの時間をとってあるんでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

総合的な学習は、2ないし3時間というふうになっておりますので、これはその中で行われているわけです。ただ、人権学習につきましては、各学校すべてやっております。これは義務づけられておりますのでですね。

20番（山田伊佐男君）

週の中に入ってない。

教育長（池田 修君）

週の中には入っておりません。

20番（山田伊佐男君）

じゃあ何カ月に1回ですか。

教育長（池田 修君）

大体、2カ月に1回はどこでもやっているということでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

例えば、人権教育を充実させていきたいという教育委員会のほかの自治体ではあるわけですか。そこについては回数をふやすとかいう話もあるわけです。そこら辺については、ぜひもう一回御検討をいただきたいと思います。

それと、例えば、家庭・保護者、この二つの連携をと、よく言われるんですね。往々にして、自殺した親のところ見てみますと、やっぱりシグナルを家庭で送っているのに察知できてないという部分があるわけです。そういうシグナルを察知するための、いわゆるマニュアルみたいなものを各保護者に配布をするとか、そういうことについては考えておられませんか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

いじめのシグナルをキャッチするというのは、教職員に対しては、こういうふうな方法でやってくださいというお願いは、マニュアルを示しておりますけれども、保護者に対しては、それは各学校で対応してもらっております。現在は教育委員会がそれを統一して配布してはおりません。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

数十年前に、私どもの子供が小学校ぐらいのときに、やっぱりそういうものを学校からいただいた経緯はあるわけですね。今回については、どうされているかわかりませんが、

再度やっぱり保護者に対して、家庭での子供の様子をどうチェックしていくかと。これぐらい、こういうことがあったら、ちょっとおたくの子供さん悩んでいますよというようなことが、やっぱり大事だと思うんです。そこら辺について、保護者あてのマニュアルを、それなりに家庭でチェックできるようにしてやるのも、かえって教育委員会がつくって、そして学校にこれを実施したらどうかと、このようなことをやったらどうかというのを進言していいと思いますけれども、そこら辺について。

それともう一つ、地域の受け入れ体制が可能なのかということがあると思うんです。先ほど言いましたように、地域によっては崩壊している、できないところもあるでしょう。旧嬉野地区を見ても、二、三カ所ぐらいは地域で子育てができるな、地域の触れ合いができるなという地区があるような気がしてならないんです。例えば、ある地区で、私は教職員上がりの方々と話したんですけれども、夏休みに山田さん、寺子屋をやってみようかという話も聞いたことあるんですよ。いいですねと。こういう考えておられる行政区もあるわけですよ。受け入れ体制が可能なところ、それなりにボランティアでやっていただけたところ、やっぱり調べてみれば、あるかもわからないんです。そこら辺についても、ぜひ把握をしていただいて、あるいは行政区の公民館長、区長さん等の意見を聞いていただいて、判断をして、できるならば、そういうところがあるとするならば、ぜひひとつ踏み込んで、いわゆる教育委員会と地域と連携してということになるろうかと思えますけれども、やっぱり考えてみる必要があるのではないかと思いますけれども、そこら辺について、いかがですか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

大変有効な方法だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

教育問題の最後です。教職員のいわゆる人事異動に関する分というのは県にあるかと思うんですけれども、私どもが小さいときには、嬉野町、塩田町の学校の先生、物すごく多かったわけです。ほとんど町内、あるいはお隣の塩田町の先生から習ってきたわけですよ。その先生は、いわゆる私どもの親と知り合いだったり、いろいろそういう関係があったんです。しかし、ここ数年、広域異動がなされて、嬉野の人が伊万里に行ったり、あるいは小城に行ったりとか、ばらばらになっておられる。嬉野市の教職員の方々も、いわゆるよそに物すごく出ておられるわけですよ。よそから来た人が嬉野で授業をしているわけです。そうになると、物すごく事務的になりませんか。失礼ですけどね。やっぱり地元に戻した方が、より教育の視点から見れば、やりやすいのではないかと。教職員の方嫌がるかもわかりませんよ。よ

そでやった方がいいけれども。そういうのも一考してみてもどうかと思うんですけれども、そこら辺は教育長はいかがお考えですか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

広域人事のことだろうと思いますが、広域人事、メリット、デメリットあるわけございまして、以前は、もう旧嬉野町内だけで、40年なら40年近い教職生活を終わられるという方も多かったわけでございます。ところが、現在は広域人事になりまして、藤津・鹿島地区だけではなくて、杵西方面、あるいは伊万里方面までも、いわゆる異動をして、そこで勤務されるということも珍しくなくなったわけです。そういう意味では、私はどちらもやっぱりメリット、デメリットがあるというふうに思っております。その広域人事になりましたのは、やはりそういうふうな、ただ同じ地域だけに勤務をしておられると、どうしてもマンネリ化に陥って、いわゆる先ほど議員がおっしゃるような、いろんなことを刷新するというような、そういうふうなところがないところがあるんじゃないかなろうかというようなこともあって、県教委というのはそういうふうな広域人事というものを取り入れたのではないかと私はとらえております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

これ以上、人事の問題言ってもしょうがないんですけれども、私は逆に、やっぱり以前はよかったのかなというふうに、これ以上申しませんけれども。機会があれば、そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

あと、補助金の交付制度の問題でございます。私が申し上げたのは、補助金の問題については、もっと公平に公正に透明性を高めよという意味で申し上げました。補助金を一律カットせろとか、そういうことを一気にせろとか言っている問題ではありません。やっぱり事業によっては、もう少し補助金を出さなくてはいけないような団体もあるような気がしてならないんです。そういう意味で質問いたしましたので、御理解をいただきたいと思います。

この補助金の交付要綱を見ますと、やっぱりいろんな額が決定している分もありますけれども、特に市の単独の補助金については、補助率は予算の範囲内と。あらゆる事業の補助対象経費というところを見ますと、それにかかった経費だというふうになっておるわけですね。これが5%をずっとカットしていくことによって、よくお聞きするのが、また補助金を削られたばいと、こういう話ばかりなんです。ここで私は非常にいろんな団体の方であります、もらっておられますので、非常にやりにくいことではありますけれども、こ

こはやっぱりひとつ一歩前を出て、条例なりつくって、市の補助金に対する考え方とか、評価とか、補助金の見直しとか、こういう部分を条例の中に組み込んでいくというのも、今後はぜひ必要なことではないかと思って、このように提案をしたわけです。市長にしても非常に厳しい、難しいと思うんです。これメスを入れるというのは失礼ですけどね、考え方を明らかにするのは。しかし、やっぱり今までの補助金交付されるときにいろんな事業計画等も見せてもらいましたけれども、失礼な言い方ですけども、うーんと首をかしげたくなるような事業の計画、あるいは事業の予算額というのが、やっぱり掲載をされたのも私見たこともあります。そういうことで、補助金のチェック条例というのをつくって、そして議会にも明らかにしていただいて、そして議会もそれをどう、本当に妥当なのかも含めて検討する機会をぜひ持っていただきたいと思うんですよね。これを短絡的に、ここ数年でせろとかいうものじゃなくて、3年、4年かけてでも、ぜひ検討をしておく必要があるんじゃないかという意味で質問をいたしたところでございますので、そこら辺について、再度市長の答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

補助金の現在のあり方につきましては、非常に厳しい中で取り組みをさせていただいておるわけでございますので、それぞれ年度当初に担当部、担当課が、いわゆるチェックをいたしまして、補助金の必要性を認めて予算組みをお願いをして、御審議をいただいております。その点で、それは最近予算組みのやり方が枠配分が変わってまいりましたので、今まで以上に厳しくやっているというふうに理解をいたしております。また、いろんな機会をとらえて、議会の方からも御意見等もいただいているわけでございますので、透明性を高めていくというのは当然でございますので、今後ともそのような形でやっていきたいと思っております。

冒頭お答えしました、議決とチェック条例との関係につきましては、しばらく勉強をさせていただきたいと思っております。要するに議決の枠を超えるような条例があつていいのかどうかということも課題になってくると思いますので、ここからはしばらく勉強させていただいて、こういう制定の趣旨はもう十分わかります。ただ、それをしかし条例で制定していいのかどうかということについては、研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

20番（山田伊佐男君）

終わります。

議長（山口 要君）

これで山田伊佐男議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 4 時24分 散会